# FIRE **PROTECTION** LAW COMPENDIUM 消防関係法令集

### 法令など

- ■新広域認定制度について P002~
- ■消火器・薬剤の種類について P004~
- ■消火器設置のポイント P006~
- ■消防法令の設備早見表と解説 P026~
- ■消防法施行令·施行規則早見表 P036~
- ■船舶消防設備規則(消火器関係)早見表 PO46~
- ■消防用設備等の点検及び報告 P048~

消火器リサイクルシステムのご案内

## はじまっています く器のリサイク

### 古くなった消火器、どうすればいいの?

日本消火器工業会と消火器メーカーは『セーフティー&エコロジー』な 取り組みを開始しています。メーカーごとに異なっていたリサイクル システムを統一し、全国にリサイクルシステム取扱い窓口を設置。 古い消火器を安全に回収・廃棄するリサイクルシステムを2010年より





運用しています。

### リサイクルシステム取扱い窓口に お問い合わせいただきます。

取扱い窓口は特定窓口と指定引取場所の2種類です。

お近くの取扱い窓口を お探しの際は・・・

消火器リサイクル窓口

### 回収方法により窓口をお選びください。

消火器を引き取りに伺う場合や取扱い窓口(特定窓口)へ持ち込まれる場合は、 別途費用がかかります。詳しくは取扱い窓口にお問い合わせください。

引き取りを依頼する 場合は・・・?



消火器の引き取りを行える 消火器販売店等で、 日本全国に 約5,000箇所あります。



直接持ち込む 場合は・・・?





日本消火器工業会が 設営したもので、 日本全国に 約200箇所あります。

### 2010年以降に製造された消火器



製品には リサイクルシールが 貼られています。 耐用年数を過ぎたら、 取扱い窓口に 引き渡してください。

新品用シール(見本

### リサイクルシールが貼られていない消火器



既販品用シールを購入し、 消火器に貼り付けてから 引き渡してください。

既販品用シール(見本)

#### ●既販品用シールの価格は

オープン価格となり、リサイクルシステム取扱い窓口がそれぞれ設定しています。

※既販品用シールは、取扱い窓口にない場合があります。ご相談いただく際に、 ご確認をお願いします。特に持ち込む場合はご注意ください。

※詳しくはお近くの取扱い窓口にお問い合わせください。

#### ●既販品用シールの種別と対象品目について

既販品用シールは、大型用、小型用がありますのでご注意ください。 詳しくは下記の「廃消火器リサイクルシステム対象品目一覧表」を参照 ください。

※移動式粉末消火設備、パッケージ型消火設備等も対象品です。

注意事項

消火器を引き取りに伺う場合や取扱い窓口(特定窓口)へ持ち込まれる場合は、別途費用がかかります。

### 3 リサイクル施設で 消火器を 解体・選別します。



4 粉末消火薬剤は リサイクル後に商品として 製造・出荷されます。

### 廃消火器リサイクルシステム対象品目一覧表(2025年5月現在)

既販品用 (有効期限2年間)	新製品用 (有効期限10年間)	対象品目	特定窓口引取 個数制限	既販品用 (有効期限2年間)	新製品用 (有効期限10年間)	対象品目	特定窓口引取 個数制限	
		ABC粉末消火器20型以下 住宅用消火器			Cグループ	ABC粉末消火器20型を超え200型以下 移動式粉末消火設備33kg~45kgタイプ		
		下方放出型自動消火装置(粉末タイプ) 強化液・機械泡消火器8L以下		大型類		二酸化炭素消火器50型~100型 機械泡消火器20L~60L	10台以上	
	Aグループ	化学泡消火器(手さげ式) 二酸化炭素消火器15型以下	50本以上	± D	Dグループ	強化液消火器20L~60L BC粉末消火器20型を超え200型以下(特殊火災用放射器含む)	ただし、小型 類(Aグループ	
小型類		下方放出型自動消火装置(液体タイプ) ダクト消火装置用本体容器				化学消火器45L~200L パッケージ型消火設備	含む)50本以 上と一緒であ	
9-		BC粉末消火器20型以下(特殊火災用放射器含む) ハロン1301消火器(消防環境ネットワーク関連費用除く)				大型·移動式用消火器BOX 船舶用消火器(移動式)	れば1台から 引き取ります。	
	$\neg$	その他旧式消火器(手さげ式)				大型消火器・移動式用加圧ガスボンベ13.4L以下		
) 国(	船舶用消火器(持運び式・簡易式) 粉末消火薬剤15kg缶入り			液体消火薬剤(強化液、浸潤剤人)水、泡)をQUが洗り半PFOS、PFOA、凝固用速原洗線( ※特別管理産業廃棄物に該当る製品については新品、既販品とお対象かとなります。 ※(一社)日本消火器工業会会員以外の製品は対象外となります。偽務者者不存在製品に関しては別途お問合せ願いま				
		小型消火器用加圧ボンベ1斗缶入り 大型消火器・移動式用加圧ガスボンベ1.3L以下		※廃棄物処理法の改正、環境規制等により対象品目が変わる場合があります。 ※消防環境ネットワーク関連費用については弊社までお問い合わせください。				
		小型消火器用ブラケット・設置台・BOX、訓練用放射器具		※Bクルーブは、	2014年4月以降	、Aグループに統合しています。		

### リサイクルシールの貼り方

既販品用シールを貼り付ける際、廃消火器の接着面に汚れ(ほこり、粉末、水滴、油)やサビがあると接着不良により シールが剥がれるおそれがあります。接着面をきれいにしたうえで、貼り付けるようお願いします。



### 基本の貼り方

シールは消火器の レバーの下部に (消火器のラベルを避けて)、 バーコードが縦になるように 貼ってください。



ください。



ください。

### やむを得ない場合は・・・

全体的に腐食等 貼り付けが困難な場合は、 ガムテープ等でバーコード部分を 避けて補強をしてください。

### 消火器・薬剤の種類について

### 1 消火器の種類

消火器には用途に応じて様々なタイプがあります。 使用場所や使用目的に応じて最適な商品をお選びいただけます。

### 消火器の種別 粉末(ABC)消火器 強化液消火器 水消火器 泡消火器

### 消火薬剤の種類 粉末(ABC) 強化液・中性強化液 水(浸潤剤等入り) 機械泡(水成膜) 化学泡 二酸化炭素

容器の種類
ステンレス容器
スチール容器
アルミ容器

用途	タイプ	品 名	特 長
		●蓄圧式 粉末 <abc>消火器</abc>	メンテナンスが簡単な圧力ゲージ付普及タイプ
		●加圧式 粉末 <abc>消火器</abc>	粉末の旧式タイプ
		●蓄圧式 強化液消火器	不凍性・非再燃性・防炎性に優れた液体タイプ
	小型	●蓄圧式 中性強化液消火器	薬剤による汚損・腐食が少ない中性タイプ
	(手さげ式)	● 蓄圧式 ピュアウォーター消火器	純水ベースのクリーンな消火薬剤を使用した環境配慮型タイプ
		●蓄圧式 機械泡消火器	油火災に強い消火力を発揮する水成膜の泡タイプ
一般用		●化学泡消火器	確実な転倒式作動方法で消火する化学泡タイプ
רוי אניו		●二酸化炭素消火器	強力な窒息効果でスピード消火するガスタイプ
		●車載式 粉末 <abc>消火器</abc>	
	     大型	●車載式 強化液消火器	
		●車載式 中性強化液消火器	小型タイプ消火器の特長などをそのまま活かした大型タイプ 強い消火力と機動力を発揮できる車載式
	(車載式)	●車載式 機械泡消火器	ワンマン操作でも確実にスピード消火するタイプ
		●車載式 化学泡消火器	JO TO TAIL CORECTION TO THE PROPERTY OF THE
		●車載式 二酸化炭素消火器	
自動車用	小型(手さげ式)	●粉末 <abc>消火器</abc>	ブラケット付でマイカーから大型トラックまで積載できる粉末タイプ
車両用	小型(手さげ式)	●蓄圧式 強化液消火器	不凍性・非再燃性・防炎性に優れた鉄道車両専用液体タイプ
	持運び式	●蓄圧式 粉末 <abc>消火器</abc>	船舶の安全航海のため耐食性と安全性を重視した粉末タイプ
	特定し式	●化学泡消火器	船舶の油火災に威力を発揮する化学泡タイプ
船舶用	J C() 10	●二酸化炭素消火器	船舶のエンジンルーム・機械室等の火災に威力を発揮するガスタイプ
	移動式	●粉末 <abc>消火器</abc>	小型タイプ消火器の特長などをそのまま活かした船舶用大型タイプ
	車載式	●化学泡消火器	強い消火力と機動力を発揮できる車載式
	固定式	●二酸化炭素消火器	ワンマン操作でも確実にスピード消火するガスタイプ
住宅用	小型	●蓄圧式 粉末 <abc>消火器</abc>	天ぷら油火災など住宅内の火災に効果を発揮する粉末タイプ
1年七州	(手さげ式)	●蓄圧式 強化液消火器	天ぷら油火災など住宅内の火災に効果を発揮する液体タイプ
金属火災用	小型(手さげ式)	●蓄圧式メタックス放射器	消火しにくい特殊な金属火災を消火する小型タイプ

※弊社では取り扱いのないものもございます。

### 2 消火

### 消火薬剤の種類

消火薬剤の種類も消火対象によって変わってきます。 用途に応じた正しい選択が不可欠です。

### ABC粉末消火薬剤

#### 万能タイプの消火薬剤!!

ABC粉末消火薬剤は、第一リン酸アンモニウムの微粉末の結晶粒にシリコン系樹脂で防湿化学処理をほどこし、各種添加剤を加え、普通(A)火災、油(B)火災、電気(C)火災のいずれにも強い消火力を発揮する"万能タイプ"と言われる普及品です。HATSUTAエコサイクルシステムでリサイクルされた薬剤を40%以上使用しています。

### 強化液消火薬剤

### 普通火災に強い消火力!!

強化液消火薬剤は、普通(A)火災の消火には最も経済的で優れているといわれる"水"に、不凍性・非再燃性・防炎性といった性能を高めるための添加剤を加えるとともに油(B)火災の消火能力が付加されたものです。可燃性分解ガスの発生を防ぐ防炎効果、可燃性分解ガスと酸素の結合を防ぐ制炎効果が高く、普通火災にはもちろん、油火災にも消火効力を発揮します。

### 中性強化液消火薬剤

### 液性は中性で汚損や腐食が少ない!

中性強化液消火薬剤は、その液性が中性であるため、汚損や腐食が少なく、どのような場所にも安心してご使用いただくことができます。また浸透性に優れるその性質は、普通(A)火災に抜群の威力を発揮します。もちろん油(B)火災、電気(C)火災にも適応し、マイナス20度の環境でも性能を発揮する、優れた消火薬剤です。

### 水(浸潤剤等入り)消火薬剤

### 消火後の二次汚染を軽減!

### [ピュアウォーター]

ピュアウォーターは、純水をベースとし、塩類を含まないため残留物がほとんどありません。また浸潤剤の働きにより、安定した消火能力を持ちながらも、電気伝導率は $10\mu S/cm$ 以下と極めて低く、水道水の約1/20(当社比)です。もちろんPRTR法指定物質は使用しておらず、pHも中性で人や環境にやさしい薬剤です。

### 機械泡(水成膜)消火薬剤

### 油火災に抜群の威力を発揮!!

### [ハツタ・ネオフォーム]

ハツタ・ネオフォームは、従来の転倒式泡消火器の操作性を良くする目的で、レバー操作式泡消火器用消火薬剤として開発されました。油(B)火災に対しては主成分のフッ素系界面活性剤により、素早く油面上に水成膜を形成するため、速消火性と再着火防止に優れ、抜群の消火力を発揮します。また、普通(A)火災に対しては特殊添加剤の優れた浸透性と防炎効果により強い消火力を発揮します。

### 二酸化炭素消火薬剤

### お掃除不要!!

二酸化炭素は不燃性ガスの一種で、炭酸ガス (CO2)とも呼ばれています。貯蔵容器に圧縮液化の状態で充てんされ、放出されると窒息効果により消火します。空気より約1.5倍重いため燃焼物のどんな隙間にも行き渡り効力を発揮します。

### 化学泡消火薬剤

#### 油(B)火災に優れた威力を発揮!!

A剤-B剤2種類の薬剤を消火器の本体内部で別々の容器(内筒・外筒)に入れておき、使用時に混合させることによる化学反応で泡を生じさせ消火する薬剤です。対象物に放射された泡が燃焼面に広がり空気の供給を遮断することで得られる窒息効果と、泡による冷却効果によって消火します。油(B)火災に優れた威力を発揮するほか、普通(A)火災にも適します。

### 金属火災用消火薬剤

#### 金属火災を確実に消火

金属火災用消火薬剤は、無機塩の微粉末の結晶 粒にシリコン系樹脂で防湿化学処理をほどこし、 各種添加剤を加えた金属火災専用の消火薬剤で あり、ABC粉末消火薬剤では消火不可能な金属 火災を窒息効果と冷却効果によって確実に消 火します。

### ハツタのエコサイクルシステム

ハツタの「エコサイクルシステム」は、回収した粉末消火器を分解し、部品・本体容器は再資源として活用、薬剤は異物・変質物を確認・除去し、ハツタ独自のシリコーン処理、水分の除去を行って均質化し、原料化します。そして蛍光X線分析装置による厳しい検査に合格し、現行製品と同等の性能・品質を有するものだけが消火薬剤としてリサイクルされます。このリサイクル原料を用いて製造した消火薬剤は新品の消火薬剤と同じ扱いとなり、消火薬剤の型式番号の変更はありません。消火薬剤をリサイクル使用することは「限りある資源の有効利用」と「地球環境汚染防止」に貢献でき、環境問題に取り組むハツタとしても今後更に力を注いでまいります。

### 消火器設置のポイント

### 消火器は適材適所へ―防火対象物は?

ひとくちに消火器といっても、全て同じではありま せん。それぞれの特性により7種類に区別するこ とができます。例えば、木や紙の火災には水系消 火器が効果的ですし、油脂類の火災には粉末消 火器や泡消火器が効果的です。火災の種類に 応じた何種類かの消火器を併用して、適材適所 の防火対策をおすすめください。

### ●消火器の知識

消火器の役目は あくまでも初期消火です。

### 消火器の適応種別

### 普通火災用

### 《A》普通火災



新建材、木材、紙、繊維など、固体の燃えや すいものの火災に有効。

### 《B》油火災

ガソリン、シンナーなどの液体性のもの、グリ スなど半固体の油脂類の火災に有効。



### 《C》電気火災

電気器具、機械類など、感電のおそれのあ る電気施設を含む火災に有効。



#### 美小物上海広治小哭

■泪	■ 盾火物と週心泪火器							
火			水	系 消 火	器		ガス系 消火器	粉末系 消火器
火災種別	着 火 物	強化液消火器(霧状)	ピュア ウォーター 消火器	機械泡消火器	化 学 泡消 火 器	機械泡(耐 アルコール 用)消火器	二酸 化炭 素 光器	A B C 粉 末 消 火 器
	木 製 品 等	0	0	0	0	0	×	$\circ$
普	紙、繊維製品等	0	0	0	0	0	×	$\triangle$
通火	ふ と ん 類	0	0	0	0	0	×	$\triangle$
災	ゴム、セルロイド類	0	0	0	0	0	×	$\triangle$
	合 成 樹 脂 類	0	0	0	0	0	0	$\circ$
	引 火 性 油 類 等 (ガソリン等)	0	×	0	0	0	0	
油火	動 植 物 油 類 (天ぷら油等)		×	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	×	$\circ$
災	鉱 物 油 類 (灯油等)	0	×	0	0	0	0	0
	アルコール類	×	×	×	×	0	0	$\circ$
電気 火災	電 線 被 覆 (通電中)	0	0	×	×	×	0	$\circ$

(注)◎:非常によく消火ができるもの ○:消火できるもの

△:完全に消火できないが、火災を抑制できるもの ×:消火できないもの

### 消火器は、次のいずれかの効果を利用して火を消します。

●冷却効果…水などをかけて、燃えている物の熱を 下げて消火する。



②窒息効果 …火種を密閉容器に入れて、酸素(空気) を遮断して消火する。

3除去効果…ガスの元栓を締めて火を消すように、 可燃物を取り除いて消火する。



△抑制効果 …燃焼を継続させている連鎖反応を、 遅らせるか中断させることによって



### 心強い機能とやさしい標準仕様です。

使いやすさが、火災から財産を守る大きな決め 手です。簡単操作でスピード消火が「安全」と「安 心」をお約束します。

### ●万一のとき、使いやすくて高性能。

火災が起きたとき、安全栓を引き抜き、レバ ーを握るだけです。

お子様でも簡単に使え、いざというとき素早 い消火が行えます。

### 2日常点検はゲージ圧の確認でOK

詳しい定期的な点検はプロの手に委ねること になりますが、日常点検においては、蓄圧式の 場合「指示圧力計」の指針がグリーンゾーン にあることを確認してもらえれば十分です。

### ❸強力消火薬剤を使用。

消火薬剤は単独では悪臭や有毒ガスを発生し ません。維持管理・点検をしていただくことに より、長期間安心してお使いいただけます。



安全と環境の デファクト・ スタンダードを実現

#### Safety

SUS本体仕様で消火器本体の破裂事故を徹底 防止。また蓄圧式仕様で、女性にも優しい操作 性を実現しました。

#### Ecological

ゼロエミッション、環境負荷低減を目指した窒素 ガスによる蓄圧タイプ。部品・容器本体、ABC 粉末消火薬剤をリサイクルしています。

### Toughness

ステンレス本体はこれまでの消火器で耐えら れない劣悪環境で威力を発揮します。また塩素 や塩化物が存在する環境には、限界状況対応 型・ステンレス消火器の設置をおすすめします。

### ●使用方法







### 消火器の設置基準早見表

設置場所の広さが同じでも条件が違えば消火器設置の数量も違います。

防火対象物の別	床延べ面積	50㎡ 未満	50㎡以上 150㎡未満	
<ul> <li>1 劇場、映画館、演芸場、観覧場など         多数の人が集まるところ (1-イ)     </li> <li>②キャバレー、カフェー、ナイトクラブ及び遊技場(パチンコ店、ボーリング場、ゲームセンター)、ダンスホール及び性風俗関連店舗、カラオケボックスその他遊興のための個室など         多数の人が出入りするところ (2-イ、ロ、ハ、ニ)     </li> <li>③病院、有床診療所、有床助産所 (4人以上の患者の入院施設を有する) (6-イ-1、2、3)</li> <li>④社会福祉施設のうち養護老人ホーム等特定施設 (6-ロ)</li> <li>⑤地下街及び準地下街など多数の人が通るところ (16の2、3)</li> <li>⑥文化財など重要な建造物 (17)</li> <li>⑦法令で決められている舟車など (20)</li> <li>⑧火を使用する料理店及び飲食店など※ (3-イ、ロ)</li> </ul>	平 1 を 2 係 表 で 1 を 2 係 表 で 2 係 表 を 2 係 表 か	粉末 6・10型 液体2L・3L をおすすめします。	粉末 6・10型 液体2L・3L をおすすめします。	
<ul> <li>②公会堂、集会場など</li> <li>多数の人が一時的に集まるところ (1-ロ)</li> <li>①③以外の待合所、料理店及び飲食店など 人が飲み食いするところ (3-イ、ロ)</li> <li>①百貨店、スーパーマーケット、小売店、展示場など 人が物品を買うところ(4)</li> <li>②旅館、ホテル、宿泊所及び寄宿舎、下宿、アパート、マンションなど 多数の人が泊まるところ (5-イ、ロ)</li> </ul>	平屋及び 1・2階 150㎡以上法的 設置義務あり	(自主 の範囲	    設置  なので  ・です。 	
<ul> <li>18無床診療所、無床助産所及び児童養護施設等、幼稚園、特別支援学校など病人・幼児・老人・身障者が集まるところ(6-イ-4、ハ、ニ)</li> <li>14個室浴場、サウナ及びその他の公衆浴場など人が出入りするところ(9-イ、ロ)</li> <li>15工場、作業場及び映画・テレビのスタジオなど多数の人が働くところ(12-イ、ロ)</li> <li>16自動車車庫、駐車場及び飛行機の格納庫など (13-イ、ロ)</li> <li>17倉庫など (14)</li> </ul>	地下・無窓及 及3階以上 50㎡以上法的 設置義務あり		粉末 6・10型 液体2L・3L をおすすめします。	
<ul> <li>18小・中・高校、大学、各種学校など         <ul> <li>多数の学生が集まるところ(7)</li> <li>19図書館、博物館、美術館など</li></ul></li></ul>	平屋及び 1・2階 300㎡以上法的 設置義務あり 地下・無 び 及 以 上 50㎡以上的 設置義務あり		粉末 6・10型 液体2L・3L をおすすめします。	

- ●注 1. 防火対象物によって〈A〉〈B〉〈C〉の各火災のうち、消火に適応する十分な能力単位を計算して消火器を選定してください。
  - 2. 防火対象物の階ごとに防火対象物の各部分から1つの消火器までの歩行距離が20m以下、床面からの高さが1.5m以下となるように 設置し、設置場所の見やすい位置に「消火器」の標識を設けてください。
  - 3. 粉末消火器を主として設定しましたが、その他の消火器も適応火災に応じて設置してください。(水系と併用設置をおすすめします。)
  - 4. 建物の特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、内装を難燃材料で仕上げた場合の能力単位は、計算値の1/2でよいことになっています。
  - 5. 上表はあくまでも目安としておりますので設置に際しては、消防設備士又は消防署にご相談してください。
  - ※ 火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたもの

300m未満	以上	の計算式
		延面積又は 床面積を 50㎡ (348は 100㎡)で 割り算します。 (7は除く。)
	消火器3L·6L すすめします。	延面積又は 床面積を
粉末 6・10型 液体2L・3L をおすすめします。		100㎡で 割り算します。
粉末 6·10型 液体2L·3L		延面積又は 床面積を 200㎡で 割り算します。

300m

DJ E

150㎡以上

300㎡未満

をおすすめします。

A火災の

能力単位

下記のイツ量危険物 ロ指定可燃物 ハ多量 火気使用 ニ電気設備があるときは左記基本 設置以外に更に数量をプラスして消火器を 設置(付加設置)しなければなりません。

延面積又は床面積に関係なく、ある区画に危険物等が存在し、その数量が規定の数値を上回るときは、左記にプラスして消火器を設置しなければなりません。その際の消火器の大きさ、数量は危険物などの数量により決定されます。

→量危険物とは、(消防法の指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物を貯蔵、取り扱う)
ガソリン、アルコール、灯油、重油、 少量危険物取扱所は、
エーテル、シリンダー油、動植物油、 灯油店、塗料店、印刷工場、塗セルロイド、カーバイト、硫黄、黄リン、 装工場、整備工場、ホームセ赤リン、アルミニウム粉などをいいます。 ンター(塗料売場)など

消防法の指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いは別途

□指定可燃物とは、一(危険物の規制に関する政令別乗券回に掲げる品名に対応する数量以上のもの)
油かす、油紙、油布、綿花類、木毛、 指定可燃物取扱所は、
かんなくず、糸類、わら類、合成樹 家具店、建材店、タイヤ店、タタミ脂類、ゴム類、石炭(木炭)類、コー 製造業者など
クス類、塗料類の一部(可燃性液体類)、可燃性固体類

△多量の火気を使用する場所とは、

鍛造場、ボイラー室、乾燥室、厨房、 炉などを使用している場所のこと をいいます。

➡電気設備のある所とは、

変圧器、配電盤、その他これらに 類する電気設備がある場所をいいます。

### 付加設置の消火器の必要単位の計算方法

- I. 少量危険物の場合(指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物を貯蔵、取り扱う) 能力単位の数値の合計数≥ 少量危険物の貯蔵又は取扱量 危険物の指定数量
- II. 指定可燃物(指定数量以上を貯蔵又は取り扱う)
   能力単位の数値の合計数≥ 指定可燃物の貯蔵又は取扱量 指定可燃物の指定数量×50

(ただし、指定数量の500倍以上の場合は大型消火器を設置する)

- Ⅳ. 電気設備のある所

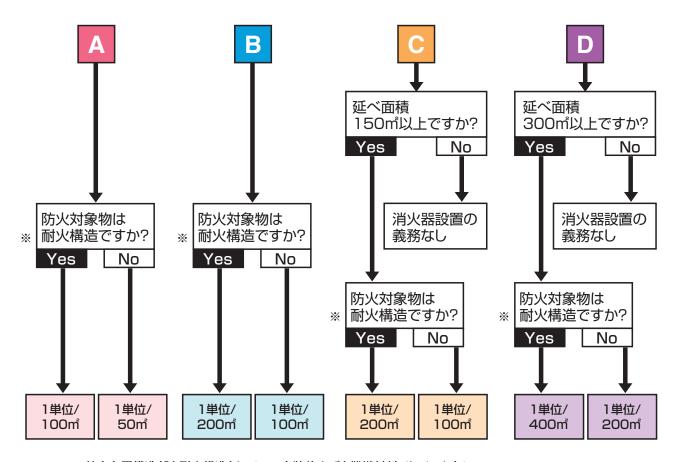
当該設備がある場所の床面積100㎡以下ごとに1個設ける。

### 消火器の設置基準

### 防火対象物の種類は?

下表A~Dの防火対象物の種類から該当するものを選択して、フロー図に当てはめてください。

- A 劇場、映画館、演芸場、観覧場/キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等、遊技場、ダンスホール、風俗 営業店等、カラオケボックス等/地下街/準地下街/重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建造物
- B 病院、有床診療所、有床助産所、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等、救護施設、乳児院、障害児 入所施設、障害者支援施設等/火を使用する料理店・飲食店
- 公会堂、集会場/料理店・飲食店/百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場/旅館、ホテル、宿泊所等、寄宿舎、下宿、共同住宅/無床診療所、無床助産所、老人デイサービスセンター等、更生施設、助産施設等、児童発達支援センター等、身体障害者福祉センター等、幼稚園、特別支援学校/公衆浴場、蒸気浴場、熱気浴場等/工場、作業場、映画スタジオ、テレビスタジオ/自動車車庫、駐車場、飛行機・回転翼航空機の格納庫/倉庫
- 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等 一 図書館、博物館、美術館等/車両の停車場、船舶・航空機の発着場(旅客の乗降・待合用に供する建築物 に限る)/神社、寺院、教会等/前各項に該当しない事業場(事務所等)



※特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、内装仕上げを難燃材料でしていますか。

### 必要な消火器本数の求め方

第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものの消火に対応するものとして消火器を設けるときに限ってはB火災に対する能力単位の数値で、その他の場合は全てA火災に対する能力単位の数値で算定する。

例1)600mの店舗で左のフローの結果が1単位/100mの場合

まず、必要な消火器の能力を求めます。



② 上記の計算からA火災の能力が合計6になるように消火器を決定します。

・PEP-10N型(粉末〈ABC〉10型) を設置する場合はA火災の能力が3なので2本

・PEP-6型(粉末〈ABC〉6型) を設置する場合はA火災の能力が2なので3本

・NLSE-3S(中性強化液) を設置する場合はA火災の能力が2なので3本

このように消火器の大きさによって設置する本数が変わります。

❸ どの消火器を設置するかを決定し、各階でとにあらゆる部分から消火器までの歩行距離が 20m以下になるように設置してください。

**)や燃えやすいもの、電気設備、大量火気使用がある場合は更に消火器が必要で** 

#### これだけの追加が必要です!

- ・危険物がある場合(少量危険物)・・・・・・・・・・・・・・1単位 / 指定数量
- ・指定可燃物(綿花や木くず)がある場合・・・・・・・・・1単位 / 指定数量の50倍
- ·電気設備(変圧器、発電設備)がある場合 ・・・・・・・・1本 / 100m以下ごと
- ・多量火気使用の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・1単位 / 25㎡以下ごと

詳しくは、弊社又はお近くの販売代理店にご連絡ください。

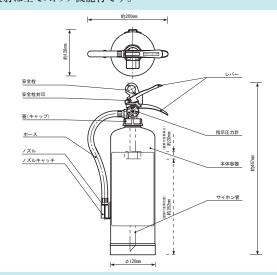
### おすすめする消火器の種類



### ●構造

バーストレス™(蓄圧式)…加圧用ボンベを使用せず、クリーンな窒素ガスを充てんし常時均一に圧力を保持することで、破裂することはありません。

指示圧力計によって使用可能の状態が一目で分かります。 放射は全てストップ機能付です。



### ●消火薬剤

ABC粉末消火薬剤は、第一リン酸アンモニウム等を主成分とし、 粉末微粒子の一粒一粒に水をはじくように防湿化学処理を施し、 湿気を寄せつけません。

### ●性能

- ①他の消火器に比べ、どの種類の火災にもすばらしい速効性があります。
- ②粉末のため、被災物の水損がなく人畜無害です。
- ③電気火災にも効き、ガス火災には最適です。

### ●おすすめ設置場所

- ●ご家庭
- ●事務所、事業所、工場
- ●店舗、商店、ホテル、旅館
- ●病院、学校、集会場
- ●神社仏閣
- ●町内会街頭設置
- ●小規模危険物の取扱所… などあらゆるところ

### を使った消火器

### 中性強化液消火器

普通〈A〉、油〈B〉、電気〈C〉火災用

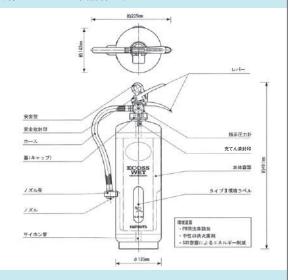
液体の万能型で、放射時間も長く、放射距離も十分で、 誰にでも消火しやすい消火器です。

ステンレス消火器ECOSSシリーズの液体タイプです。

### ●構造

バーストレス™(蓄圧式)…加圧用ボンベを使用せず、クリーンな窒素ガスを充てんし常時均一に圧力を保持することで、破裂することはありません。

指示圧力計によって使用可能の状態が一目で分かります。 放射は全てストップ機能付です。



#### ●消火薬剤

- ◎中性強化液消火薬剤(NLSE用)はpH7.4の中性で、防炎剤・湿潤剤等が配合。
  - 冷却効果と制炎効果を発揮し、再燃を阻止します。
- ◎NLSEシリーズは、pHは中性でPRTR法指定物質は使用していません。
- ◎化審法(PFOS·PFOA·PFHxS)非該当です。

### ●性能

- ①-20℃でも不凍性のため寒冷地、積雪地帯においても効力は絶 士です
- ②すばらしい浸透性があるため、消火しにくい紙、綿などにも抜群 の効果を発揮します。

### ●おすすめ設置場所

- ●ご家庭
- ●事務所、工場、ビル
- ●店舗、商店
- ●神社仏閣
- ●旅館
- ●病院、診療所
- ●地下街、町内会街頭設置… など寒冷地のあらゆるところ



を使った消火器

### 強化液消火器

普通〈A〉、油〈B〉、電気〈C〉火災用

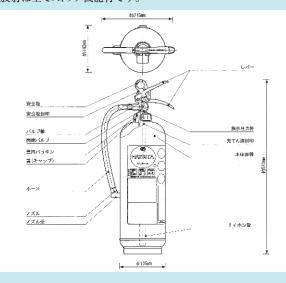
液体の万能型で、放射時間も長く、放射 距離も十分で、誰にでも消火しやすい 消火器です。

ステンレス消火器のECOSSシリーズもあります。

### ●構造

バーストレス™(蓄圧式)…加圧用ボンベを使用せず、クリーンな窒 素ガスを充てんし常時均一に圧力を保持することで、破裂すること はありません。

指示圧力計によって使用可能の状態が一目で分かります。 放射は全てストップ機能付です。



#### ●消火薬剤

- ◎強化液消火薬剤は水に炭酸カリウム等を溶解。 冷却効果と制炎効果を発揮し、再燃を阻止します。
- ◎pH11.9でアルカリ性を有します。
- ◎PRTR法指定物質は使用していません。
- ◎化審法(PFOS·PFOA·PFHxS)非該当です。

### ●性能

- ①-20℃でも不凍性のため寒冷地、積雪地帯においても効力は絶大です。
- ②すばらしい浸透性があるため、消火しにくい紙、綿などにも抜群 の効果を発揮します。
- ③天ぷら鍋の火災には最適です。

#### ●おすすめ設置場所

- ●事務所、工場、ビル
- ●店舗、商店

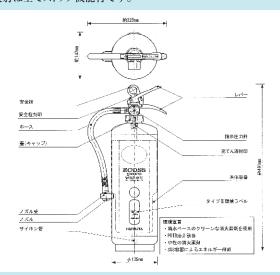
- ●地下街、町内会街頭設置…

など寒冷地のあらゆるところ ●神社仏閣

### ●構造

バーストレス™(蓄圧式)…加圧用ボンベを使用せず、クリーンな窒 素ガスを充てんし常時均一に圧力を保持することで、破裂すること はありません。

指示圧力計によって使用可能の状態が一目で分かります。 放射は全てストップ機能付です。



#### ●消火薬剤

- ◎純水をベースとし、塩類を含まないため、残留物がほとんどありま せん。
- ◎pHは7.0で中性です。PRTR法指定物質は使用していません。
- ◎化審法(PFOS·PFOA·PFHxS)非該当です。
- ◎電気伝導率は10µS/cm以下。

### ●性能

- (1)浸潤剤の働きにより安定した消火効果があります。
- ②放射後の電子機器類の二次災害を防ぎます。

### ●おすすめ設置場所

- ●クリーンルーム、コンピュータールーム、サーバー室、通信設備室
- ●精密機械工場
- ●文化財
- ●博物館、美術館 等
- ●一般事務所

●学校

消火設備



を使った消火器

### 機械泡(水成膜)消火器

### 普通〈A〉、油〈B〉火災用

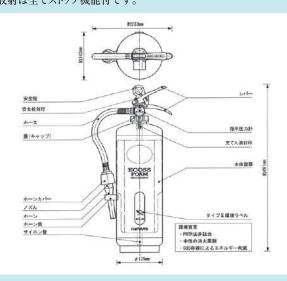
特に油火災の消火に優れ、発泡器で泡を 発泡させて消火します。

ARMFE-6S型は、耐アルコール火災に も抜群の効力があります。

### ●構造

バーストレス™(蓄圧式)…加圧用ボンベを使用せず、クリーンな窒素ガスを充てんし常時均一に圧力を保持することで、破裂することはありません。ホース先の発泡器で発泡させます。

指示圧力計によって使用可能の状態が一目で分かります。 放射は全てストップ機能付です。



### ●消火薬剤

フッ素系界面活性剤と泡発生剤の消火薬剤をベースに、低温安 定性と一般火災の消火能力を上げるために、泡安定剤・防炎剤を 配合しています。さらに水溶性可燃性液体も配合しています。

- ◎pHは7.4の中性でPRTR法指定物質は使用していません。
- ◎化審法(PFOS·PFOA·PFHxS)非該当です。

### ●性能

- ①再着火防止性に優れ油火災に対する消火力は、従来の化学 泡消火器に比べて4~5倍優れ、普通火災に対しても約2倍の 消火能力をもっています。
- ②使用温度範囲が-20℃~+40℃ですから、低温時の油消火に 抜群の消火力を発揮します。

#### ●おすすめ設置場所

- ●ガソリンスタンド
- ●化学薬品工場、醸造所
- ●危険物取扱所
- ●店舗、病院、学校

### ガスを使った消火器

### 二酸化炭素消火器

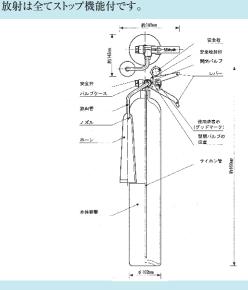
油〈B〉、電気〈C〉火災用



### ●構造

FOAM

一般に炭酸ガス消火器と呼ばれ高圧ガス保安法の適用を受ける 容器内に液化炭酸を充てんしたもので、上下レバーを強く握ること によりバルブが開き、自圧により液化炭酸が放出され、ホーン部分 で気化し二酸化炭素ガスとなって放射されます。



### ●消火薬剤

高圧ガス保安法の適用を受ける容器内にJIS K 1106の2種又は3種の液化炭酸を充てんしたものです。

### ●性能

二酸化炭素消火器は、希釈作用による窒息消火を行い、消火薬 剤による腐食や汚損、薬剤の変質、凍結のおそれがありません。また、消火後に汚損を残さない点が優れています。ただし、開口部の少ない居室では人体への影響が大きいため使用制限があります。

### ●おすすめ設置場所

- ●電気室、変電室
- ●精密機器室、精密機械
- ●整備工場



法令では、特殊な場合を除き一般家庭には消火器 設置が義務付けられていません。しかし、火災は恐ろ しいものです。ご家庭の財産ばかりでなく命までも奪 い去ってしまいます。ご家庭内の防火対策を完全な ものに作りかえて、各家庭に消火器の設置をおすす めします。今日では建材や構造が複雑多様になって いますので、適材適所設置のためにも粉末〈ABC〉 消火器と水系の強化液消火器の併用をおすすめし ます。

### 設置の目安

- 1.想定できる火災よりも1ランク上の能力のある消火 器をおすすめします。
- 2.設置場所は火の気のない所(玄関・居間・廊下)な どでなど、皆の目に付きやすい場所に設置してくだ

台所ではコンロから離した所に設置してください。

- 3.使用方法をハッキリ覚えておいてください。
- 4.いざという時の各人の役割りを決めておき、逃げ道 も決めておくとよいでしょう。

### おすすめする住宅用消火器

### ●強化液消火器



ALS-1.5RH



ALS-1RH





HK1-WR



HK1-BG



●粉末〈ABC〉消火器

PEP-5RX

消火器

### 008ページの『消火器の設置基準早見表』を

### ミニ・スーパー

●延面積———240㎡

●セントラルヒーティング用 灯油300L貯蔵

> 買い物のお客さまが 多く出入りします。

消火器の正しい設置が 当店のサービスです。

『消火器の設置基準早見表』の防火対象物の別の 項を見るとミニ・スーパーは①百貨店、スーパーマーケ ットなどに該当します。また、セントラルヒーティング用の 燃料室には別途消火器の設置が必要となります。

### 計算例

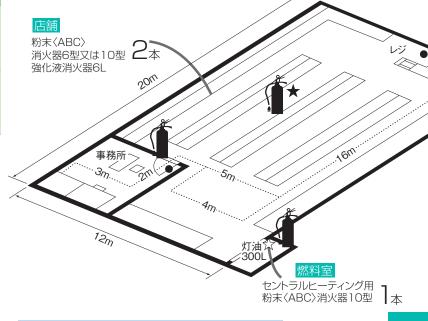
1.店舗部分240㎡→表から能力単位数値は240㎡÷ 100m=2.4=3(端数は全て切り上げます)でA-3の 能力が必要とされ、能力単位A-3を有した粉末〈A BC〉消火器10型1本を★印に設置すれば、店舗の どの箇所からも歩行距離20m以下となります。しかし、 通行や避難を考慮して出入口・レジ付近又は事務所 に設置すると歩行距離は20mを超してしまいます。な ので、粉末〈ABC〉消火器6型(A-2)か強化液消火 器6L(A-2)を2本●印の箇所に設置すればよいこ とになりますが、余裕をもって10型2本の設置をおす すめします。

2. さらにセントラルヒーティング用の灯油300Lが ∠ 貯蔵されていますので、油類のときは、B火災の能 力単位を求めます。

灯油は、危険物の第2石油類に 入り、その指定数量は1,000Lです ので、 4 少量危険物に該当し、消火器 設置の対象となります。したがって、020ペー ジの公式で計算すると

Bの能力単位の数値≥ 保有量300L =0.3=1.0 1.000L

で必要単位B-1になりますので粉末〈ABC〉消火器 3型1本が必要ですが、余裕をもって10型を☆印の 箇所へ1本設置します。



### 消火器の能力単位

业/7	+	34	E4-Z
初	末系	78	<b>校系</b>
器種	粉末(ABC)	器種	強化液
3型	A-1·B-2·C	2L	_
4型	A-1·B-3·C	3L	A-1·B-1·C
6型	A-2·B-3·C	6L	A-2·B-1·C
10型	A-3•B-7•C		
20型	A-5•B-12•C		

### 合計必要消火器

粉末〈ABC〉消火器6型又は10型 2本 店舗部分

又は

強化液消火器6L

セントラル ヒーティング用

料 室

用了口

粉末〈ABC〉消火器10型 1本

計3本必要です。

2本

店舗部分等は扱う商品(文房具店、木材店、衣服店等)により強 化液消火器が適していますので、粉末〈ABC〉消火器と併用設 置をおすすめします。

### 使って必要消火器の算出計算をしましょう。



レストランでは店舗部分と調理場は別々に消火器を設置してください。『消火器の設置基準早見表』においてレストランは、①に該当します。調理場は多量火気使用により付加設置しなければなりません。

### 計算例

1.店舗部分240㎡→表から能力単位数値は240㎡÷ 100㎡=2.4=3 (端数は全て切り上げます)でA-3 の能力が必要とされ、能力単位A-3を有した粉末 〈ABC〉消火器10型1本を★印に設置すれば、店舗のどの箇所からも歩行距離20m以下となります。しかし、通行や避難を考慮して出入口又は調理室付近に設置すると歩行距離は20mを超してしまいます。なので、粉末〈ABC〉消火器6型(A-2)か強化液消火器6L(A-2)を2本●印の箇所に設置すればよいことになりますが、余裕をもって10型2本の設置をおすすめします。

2.さらに調理室は、多量火気使用場所※1のため

 $\frac{12\text{m}\times4\text{m}}{25\text{m}^2}$  =1.92=2

で必要単位A-2になりま すので粉末〈ABC〉消火器6型 1本が必要ですが、余裕をもって10 型を☆印の箇所へ1本設置します。

### 合計必要消火器

粉末〈ABC〉消火器6型又は10型 2本

又は

店 舗 部 分

強化液消火器6L 2本

調理室部分 粉末〈ABC〉消火器20型

1本

計4本必要です。

### LPG設備がある場合

液化石油ガス(LPG)を暖房・調理・スチーム・湯沸かしのための燃料として使う場合、液石法\*2による特定供給設備扱いとなる場合があります。この場合消火器を設置しなければなりません。

※2液石法は「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の略称です。

### ※1特定消費施設においてのLPG設備の場合

- ① 貯蔵能力が1t以上3t未満の場合は貯蔵量1tにつき能力単位B-10の粉末消火器1本相当を設置すること。 (例、1tから2t未満の場合は2本)
- ②300kg以上1t未満の場合は能力単位B-10粉末消火器1本相当を設置すること。
- ③300kg未満の場合は適正なものを適正な位置に設置すること。 (能力単位の指定がないので粉末10型でも可。)

### 火を使用する飲食店は全て消火器設置の義務があります

粉末〈ABC〉消火器10型 ★

0

これまでは延べ面積 150 ㎡以上の飲食店等に対して消火器の設置が義務付けられていましたが、2019 年 10 月の改正により、「火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたもの」には、延べ面積に関わらず消火器の設置が義務付けられました。

### 洋服店

●延面積—— —240m<sup>\*</sup>

●冷暖房用灯油—400L貯蔵

洋服店は『消火器の設置基準早見表』において❶に 該当します。冷暖房用の灯油を貯蔵していることも見 逃せません。

### 計算例

1.店舗部分240㎡→表から能力単位数値は240㎡ ÷100㎡=2.4=3(端数は全て切り上げます)でA-3の 能力が必要とされ、能力単位A-3を有した粉末( ABC〉消火器10型1本を★印に設置すれば、店舗 のどの箇所からも歩行距離20m以下になります。 しかし、通行や避難を考慮して出入口・カウンター 付近又は事務所に設置すると歩行距離は20mを 超してしまいます。なので、粉末〈ABC〉消火器6型 (A-2)か強化液消火器6L(A-2)を2本●印の箇 所に設置すればよいことになりますが、余裕をもっ て10型2本の設置をおすすめします。

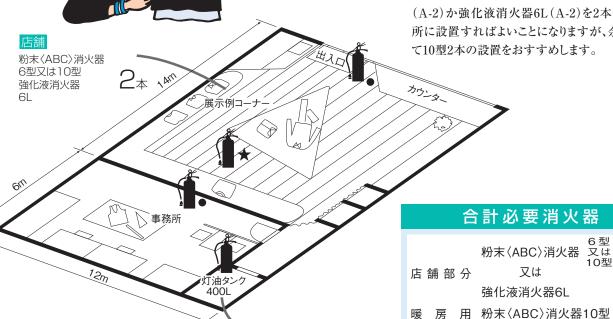
又は

2本

2本

1本

計3本必要です。



暖房用

ステキな洋服がたくさん 消火器が分かりやすい

場所にあるので安心です

### ☆ボイラー室がある場合

冷暖房用としてボイラー室がある場合、ここにも消火器を設置しなくてはなりません。さらに、重油や灯油の貯蔵タンクが設置されていると ころにも消火器は必要です。

粉末〈ABC〉消火器10型 本

[ボイラー室]では設置する消火器の能力単位≥ 当該場所の床面積  $25m^2$ 

〔少量危険物〕一般防火対象物で少量危険物として設置できる量は指定数量未満であり、消火器設置義務は指定数量の1/5以上から です。消火器設置基準では、貯蔵量を指定数量で除して得た数以上の数値となるように設置が義務付けられています。 この場合、少量危険物は0.2以上1未満となり消火器を1本設置すればよいこととなります。

### ☆危険物・指定可燃物がある場合

建物の中に一定数量以上の危険物・指定可燃物があれば、建物とは別に消火器をプラスして設置しなければなりません。



第二種販売取扱所の場合 は粉末〈ABC〉の大型車付 50型以上の能力がある消 火器1台以上と同じ10型1 本以上を設置しなければな りません。

大型粉末〈ABC〉消火器

粉末〈ABC〉消火器10型

50型又は100型

### 合計必要消火器

写真はPEP-10DS型、PEP-50S型、PEP-100HS型

#### 第一種販売取扱所

台以上

本以上

●建築物(店舗部分) 粉末〈ABC〉消火器10型 2本以上

● 6 除物 粉末〈ABC〉消火器10型 1本以上

#### 第二種販売取扱所

●建築物(店舗部分) を包含するように

●危険物 (歩行距離30m以下)

大型粉末〈ABC〉消火器50型又は100型1台以上

粉末〈ABC〉消火器10型1本以上

#### 危 険 物 種 類 指定数量 第三石油類 2,000L (水溶性4,000L) 二石油類 1.000L (水溶性2.000L) -石油類 200L (水溶性400L)

第一種販売取扱所:指定数量の15倍以下の危険物

を容器入りのままで販売する 施設

第二種販売取扱所 指定数量の15倍を超え40倍以 下の危険物を容器入りのまま

で販売する施設

塗料店では商品のほとんどが危険物になります。したが って、消火器も大変重要になりますので、ここでは一例と して取り上げてみました。実際の設置にあたっては、所轄 の消防署の指導を受けるか又はベテラン消防設備士の 常駐しているハツタ販売店へご相談ください。

#### 所要単位の計算(危険物規則30条)

量

2,000L

5,000L

2.000L

第二種

販売取扱所

蔵

④取扱所等の外壁が耐火構造の場合は、建築物の延 面積100㎡で1所要単位

> 回取扱所等の外壁が耐火構造でない場合は、 建築物の延面積50㎡で1所要単位

> > ○危険物は指定数量の10倍をも って1所要単位

### 設置基準(危険物規則32条の11)

第一種、第二種販売取扱所は有効に消火すること ができる位置、その他の製造所等にあっては防護対象 物の各部分から一の消火設備に至る歩行距離が20m 以下となるように設けなければならない。

### 計算例

### 第一種販売取扱所

1.延面積240m→外壁非耐火構造 (建築物に対して)

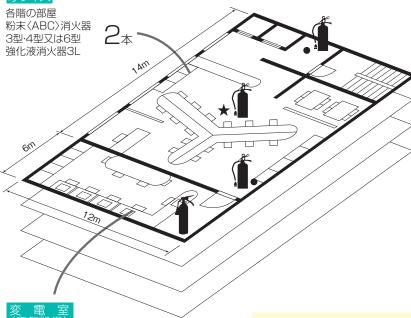
所要単位数値は240m÷50m=4.8=5(端数は全て 切り上げます)でA-5の消火能力が必要となり、計算 上では粉末〈ABC〉消火器20型(A-5·B-12·C) 1本で足り、上記設置基準により有効に消火するこ とのできるところに設置で良いのですが、消防は上 記設置基準の後段の規定、歩行距離20m以下ご とに設置ですので粉末〈ABC〉消火器10型(A-3 ·B-7·C) 2本を設置します。

- 2.さらに危険物に対する設置本数として公により
  - (a)  $2,000L \div (2,000L \times 10) = 0.1$
  - (b)  $1.000L \div (1.000L \times 10) = 0.1$
  - (c)  $200L \div (200L \times 10) = 0.1$

で合計所要単位は0.3単位≒1(端数切り上げ)と なる。よって粉末〈ABC〉消火器10型を1本設置

消火器





粉末〈ABC〉消火器10型 二酸化炭素消火器5型 ピュアウォーター消火器3L

二酸化炭素消火器の制限規定:地下 街及び準地下街並びに開口部の面積 が床面積の1/30以下で、かつ、当該床 面積が20㎡以下の地階、無窓階又は 居室には設置してはならない。

### 電気設備がある場合

電気設備のある場所には電 気火災に適応する消火器を 100㎡以下ごとに1本設置す るように決められています。

ビル(事務所)は『消火器の設置基準早見表』におい て型に該当します。狭い土地を最大限に活用したのが ビルです。この空間を利用したビルの中には電気室、 機械室、ボイラー室などいろいろな設備を有しておりま

大きなビルになればスプリンクラー設備などの固定消 火設備、自火報などの警報設備、避難設備などの防 災設備は最優先です。

このビル物件は施主、設計会社、設備会社とよくコン タクトをとり、これら防災システムはトータルシステムで ご検討いただくようにおすすめします。

### 計算例

各階ごとに計算してください。

1.延面積240㎡→表から能力単位は

240㎡÷200㎡=1.2=2でA-2の能力が必要とされ、 能力単位A-2を有した粉末〈ABC〉消火器6型1本 を★印に設置すれば、どの箇所からも歩行距離20 m以下となります。しかし、通行や避難を考慮して出 入口又はコーナーに設置すると歩行距離は20mを 超してしまいます。なので、粉末〈ABC〉消火器3型 (A-1) 若しくは4型(A-1) か強化液消火器3L(A-1) を2本●印の箇所に設置すればよいことになります が、余裕をもって6型2本の設置をおすすめします。 2.さらに電気設備があるため粉末〈ABC〉消火器10 型か、二酸化炭素消火器5型を付加設置してください。

### 合計必要消火器

各階の部屋 粉末〈ABC〉消火器 3型・4型 2本 又は

強化液消火器3L

2本

1本

電気設備のある場所 特にコンピューター 室は 粉末〈ABC〉消火器10型 1本

又は

二酸化炭素消火器5型

又は

ピュアウォーター消火器3L 1本

計3本必要です。

電 気 設 ①変圧器 ②配電盤 ③これらに類する 交流600V、直流750Vを超えかつ5KVA 以上の電気設備 ④全出力20KVA以 上の変電設備 ⑤出力に関係なく全ての 発電設備(ガス・ガソリン・石油・ディーゼル 機関による自家発電設備)

注:条例によって設備基準が異なりますので、建物 のある所在地の各条例に従ってください。

③④は大阪市条例です。

### ガソリンスタンド

- ●敷地面積——450㎡
- ●地下タンク―4基

/ ガソリン―30.000L

軽油——20,000L

灯油——10,000L

- ●事務所面積-90㎡
- ●点検整備場—64㎡

●油庫-----オイル(1,200L)



- (注) 1.屋外タンクの場合は、その大きさにより固定消火設備が必要となりますが目安として、 粉末〈ABC〉の大型車付消火器50型1台と粉末〈ABC〉消火器20型1本以上が必 要です。
  - 2.移動タンク(灯油等を運搬する車両)自動車は、自動車用粉末〈ABC〉消火器 10型以上を2本以上搭載してください。
  - 3.危険物を容器に入れて運搬する車は、普通車は自動車用粉末〈ABC〉消火器 10型以上を1本、軽自動車の場合自動車用粉末〈ABC〉消火器4型以上を1本 を搭載してください。
  - 4.給油場所に上屋等(キャノピー)があり、その面積が(敷地面積-建屋面積)の 1/3以上の場合は屋内給油取扱所と見なされ、第4種消火設備(大型消火器) の設置が必要です。(次頁の例を参照してください)

ガソリンスタンドは危険物の貯蔵庫です。もし、火災が発生すれば大変な災害になることは目に見えています。 最悪の状態を考えた防災対策が必要となります。ガソリンスタンドの立地条件を考えてみますと、密集した街の中に点々と存在しているため一度火が出れば地域社会における影響は大変恐ろしいものとなります。また危険物第4類(引火性液体)は、排水溝や油分離装置を含む貯留設備に漏洩した場合、液面に機械泡(水成膜)消火器を放射することによって素早くフィルムを形成し再燃、延焼防止ができます。

### 計算例

(A). 危険物取扱量と所要単位の計算

ガソリン(地下タンク) 30,000L÷ 200=150倍 軽油(地下タンク) 20,000L÷1,000= 20倍 灯油(地下タンク) 10,000L÷1,000= 10倍 オイル(貯蔵庫) 1.200L÷6,000=0.2倍

危険物の所要単位は合計180.2倍となり、指定数量の10倍が1所要単位であるため、必要能力単位は180.2÷10=18.02切り上げて19単位となります。(B火災の能力単位)機械泡消火器6Lの能力単位はA-3、B-12であり最少設置本数は2本となります。(粉末〈ABC〉消火器10型の能力単位は入4.3·B-7·Cであり最少設置本数は3本となります。)

B.建築物の所要単位の計算

事務所等 90㎡ 点検整備場 64㎡

建築物の延面積の合計は154㎡となり、耐火構造の場合必要能力単位は154÷100=1.54切り上げて2単位となります。(A火災の能力単位)同じく最少設置本数は1本となります。

©. その他

電気設備(キュービクル式の変電設備) 5㎡ 100㎡ごとに1本であり、設置本数は1本となります。

### 合計必要消火器

設置本数=A+B+C

※危険物を扱いますので、消防設備士又は所轄の消防署の指導を受けることをおすすめします。

危険物第4類

→機械泡(水成膜)消火器6L 2本 事務所

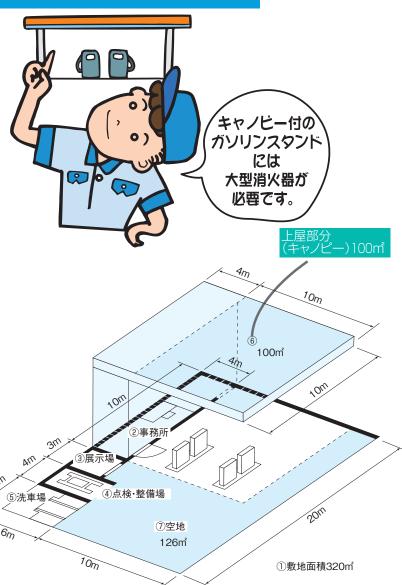
→粉末〈ABC〉消火器10型 1本 電気設備(キュービクル式の変電設備)

→粉末〈ABC〉消火器10型 1本 又はピュアウォーター消火器3L 1本

### ガソリンスタンド

### (屋内給油取扱所)

●敷地面積 ——	
●事務所 ———	40m <sup>t</sup>
●展示場 ———	12m <sup>®</sup>
●点検·整備場 -	24m <sup>t</sup>
●洗車場 ———	18m <sup>t</sup>
●上屋部分(キャノピー	



126mf

危険物の規制に関する省令の一部改正により給油 取扱所(ガソリンスタンド)の「屋内給油取扱所」について基準が整備されました。

「屋内給油取扱所」を設けた場合には、第4種消火設備(大型消火器)と第5種消火設備(小型消火器)を設置しなければなりません。

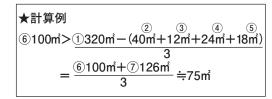
### 計算例

上屋(キャノピー)の面積の規模により決まります。

●上屋面積が敷地面積から事務所、洗車場等を差し引いた面積の1/3を超える場合「屋内給油取扱所」となり、大型消火器を設置しなければなりません。

### 上屋面積 (キャノピー) $> \left(\frac{$ 敷地面積-建屋面積}{3}\right)

- ①敷地面積-20m×16m=320㎡
- ②事務所-10m×4m=40m<sup>2</sup>
- ③展示場—3m×4m=12m<sup>2</sup>
- ④点検·整備場—4m×6m=24㎡
- ⑤洗車場-3m×6m=18㎡
- ⑥上屋部分(キャノピー)-10m×10m=100㎡
- (7)空地—10m×10m+2m×10m+2m×3m=126m<sup>2</sup>



●「屋内給油取扱所」の上部に上階を有し、一方の みが開放されているものに関しては、固定泡消火設 備、第4種消火設備(大型消火器)、第5種消火設備 (小型消火器)、自動火災報知設備が必要です。

### おすすめする大型消火器

#### ●大型消火器





### 道路運送車両

建物以外で車両・船舶なども消火設備の対象となっています。ここでは車両について紹介します。

### ■道路運送車両法(保安基準)により消火器を備えなければならない自動車

- 量以下のものを除く)を運送する 自動車(被牽引自動車を除く) 下記数量を超えるもの 火薬類の数量は、火薬5kg 猟銃雷管 2,000個 実包・空包・信管又は火管200個
- ②危険物の規制に関する政 令別表第3に掲げる指定数 量以上の危険物を運送す る自動車 (被牽引自動車を除く)
- ③別表第1に掲げる品名及び 数量以上の可燃物を運送 する自動車

(被牽引自動車を除く)

- ④150kg以上の高圧ガス(可 燃性ガス及び酸素に限る) を運送する自動車 (被牽引自動車を除く)
- ⑤前各号に掲げる火薬類、危 険物、可燃物又は高圧ガス を運送する自動車を牽引す る牽引自動車
- ⑦乗車定員11人以上の自動車
- 8乗車定員11人以上の 自動車を牽引する牽引自動車
- ⑨幼児専用車

①火薬類(第51条各号に掲げる数 │■道路運送車両の保安基準第47条、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第71条第2項

■追鉛連达単阿の休女基準第47条、追鉛連达単阿の休女基準の細日を定める音示第71条第2項															
対象運送物品					危	険	物					可炒	<b>然物</b>	高圧が	Ĭス.
	火	第一	類	第	二类	頁	第三	<b>三</b> 類							
		アルカリ 金属化 はこ有 は さ も の	その他 の もの	鉄粉・ 金くい シスマン いい かを のい かを のい かを のい か る も の り る も の り る も の り る も り も り	引火性 固体	その他 の もの	禁水性物品	禁水性 物 品 以 外 のもの	第四類	第五類	第六類	可燃性 固体類 及 び 可燃性 液体類	その他 の もの	可燃性ガス	酸素
その強化液を放射する と器で充てん量が8L以 もの	•		•		•	•		•	•	•	•	•	•		•
ガスを放射する消火器で ん量が3.2kg以上のもの					•				•			•			•
在一臭化メタンを放射 消火器で充てん量が 以上のもの					•				•			•			•
化四ふっ化エタンを放 る消火器で充てん量が し上のもの					•				•			•			•
りん酸塩類等の充てん 量が3.5kg以上のもの			•		•	•			※注 ●		•	•	•	•	•
ナトリウム又はカリウム の重炭酸塩の充てん量 が3.5kg以上のもの		•		•	•		•		•			•		•	•
	対象運送物品  が消火器  の強化液を放射する。 器で充てん量が8上以もの  ガスを放射する消火器で ん量が3.2kg以上のもの  ば化一臭化メタンを放射 消火器で充てん量が 消火器で充てん量が 消火器で充てん量が 1人に四ふっ化エタンを放 対入を放射で充てん量が 1上のもの  りん酸塩類等の充てん量が 3.5kg以上のもの  ナトリウム又はカリウム の重炭酸塩の充てん量 の重炭酸塩の充てん量	対象運送物品 火薬類  「の強化液を放射する。 は器で充てん量が8上以 ・の強化液を放射する。 は器で充てん量が8上以 ・の強化液を放射する。 がスを放射する消火器で ん量が3.2kg以上のもの  がスを放射する消火器で ん量が3.2kg以上のもの  いれてタンを放射消火性のもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対象運送物品 火薬 無の過程を放射する。 はこれるを放射する。 はこれるを放射する。 はこれるを放射する。 はこれるを放射する。 はこれるを放射する消火器で ん量が3.2kg以上のもの は、に、しまった、量が は、上のもの は、に、四、シーで、となるが は、上のもの は、というないで、は、というないで、は、というないで、は、というないで、ないが、は、というないが、は、というないで、は、は、というないで、は、というないで、は、というないで、は、というないで、は、というないで、は、というないで、は、というないで、は、というないで、は、というないで、は、は、というないで、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	対象運送物品  火 薬 変 が 変 が 変 が 変 が 変 が が が が が が が が が が	対象運送物品  火  薬  アルカリ 金属の過 類類  だ消火器  の強化液を放射する。 含者するもの  が名を放射する。 はこれを含有するもの  が名を放射するがとしたの がスを放射する消火器で ん量が3.2kg以上のもの  が化中臭化メタンを放射消火器で充てん量が (上のもの)  小化四ふっ化エタンを放 高消火器で充てん量が (上のもの  リ人酸塩類等の充てん量が (上のもの  リ人酸塩類等の充てん量が (上のもの  ナトリウム又はカリウム の重炭酸塩の充てん量  ●	対象運送物品  火  第 一 類  第 二 業  ※ 東  「アルカリ 会属の過程  をの他である。 またのではこれを含すするもの  だ話で表でん量が8上以 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	対象運送物品  火  第 一 類  第 二 類  ※ 本属の過程 その他  類はい物文 は かっと含すする もの  が3人と器  だが3人と器  が3人とはししもの  が3人となり上のもの  りん酸塩類等の充てん量が 1人のもの  りん酸塩類等の充てん量が 1人のもの  けんしているのでする。  しいているのでする。  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対象運送物品  火  第 — 類 第 二 類 第 三 類 第 三 類 第 三 類	対象運送物品	対象運送物品	対象運送物品	対象運送物品	対象運送物品	対象運送物品	対象運送物品

- ※●印は、当該消火器が当該対象運送物品の消火に適応するものであることを示す。 ※りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。
- ⑥放射性物質を運送する自動車 ■左表①~⑤(第一類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又は 第三類危険物のみを運送する自動車、及びこれらを牽引する自動車 を除く)までの自動車に積む消火器は上記の表において対象運送品 の消火に適応するもの。
  - ※注 移動タンク貯蔵所(タンクローリー)には自動車用消火器のうち、粉末消火薬剤 3.5kg以上の消火器を2本以上設けること。

#### ■左表6~9までの自動車に積む消火器

- 1. 霧状の強化液を放射する消火器で、充てん量が6L以上のもの
- 2. 炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が2.2kg以上のもの
- 3. 一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が1L以上のもの
- 4. 二臭化四ふっ化エタンを放射する消火器で充てん量が0.4L以上のもの 5. 消火粉末を放射する消火器で充てん量が1.8kg以上のもの
- ※ 3、4の消火器は現在製造されていません。

### 別表第1 可燃物(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第71条第1項)

品 名	数 量
1 油紙類及び油布類	750kg
2 副蚕糸	750kg
3 油かす	2,000kg
4 可燃性固体類	1,500kg
5 可燃性液体類	2,000kg

※液化石油ガスを運搬する場合には下表の消火器を設置してください。 (液化石油ガス保安規則関係例示基準 省令補完)

#### 容器(ボンベ等)を積載する車両

 1111(11)						
移動するガス	消り	く器の種類	PH- / 1 \ 1 . NG/			
量による区分	消火薬剤の種類	能力単位	備付け本数			
1,000kg 超える	粉末消火剤	B-10以上のもの	2本以上			
150kg 超える 1,000kg 以下	粉末消火剤	B-10以上のもの	1本以上			
150kg 以下	粉末消火剤	B-3以上のもの	1本以上			

#### 固定した容器(タンクローリー)で運搬する車両

ガスの区分	消火器	備付け個数	
ガスの区方	消火薬剤の種類	能力単位	
可燃性ガス	粉末消火剤	B-10以上	車両の左右にそ れぞれ1個以上
酸素	粉末消火剤	B-8以上	車両の左右にそ れぞれ1個以上

(一般高圧ガス保安規則関係例示基準)

品	名	数量
6	綿花類	2,000kg
7	木毛	2,000kg
8	わら類	2,000kg
9	合成樹脂類	2,000kg
10	フッチ	150kg

### おすすめする自動車用消火器

●バーストレス™(蓄圧式)

4型消火器 10型消火器 20型消火器



PEP-4V(左) PEP-10V(中) PEP-20V(右)

船舶にも、小さなモーターボートから遊覧船、漁船、大きな旅客船、 運搬船があります。小型船(総t数20t未満の船舶又は総t数20t以 上の船舶のうち1人で操縦を行う構造で長さが24m未満のスポー ツ等にのみ用いられるもの)には小型船舶用消火器、その他船舶 には船舶用消火器の他持ち運び式泡放射器セットなども「船舶用 消火器の設置基準」によりいろいろ設置しなければなりません。

消火器

### 業務用消火器の設計標準使用期限10年について

- ①平成19年11月21日に改正消費生活用製品安全法が公布され、長期使用製品安全表示制度が発足。
- ②一部の家電製品で「設計標準使用期間」の表示を開始。
- ③消火器に関しても「設計標準使用期間」の表示を決定。
  - ●消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令
  - ●消火器の検定細則改正
  - ※改訂された安全法で示されている内容が消火器に酷似しているため、適用を決定。 「消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い」
- ④平成22年9月~10月に、(社)日本消火器工業会で、外観不良による消火器の廃棄年数を調査。311本のデータから、信頼区間10.4年を推定。
- ⑤同時期に、耐複合サイクル防食試験による消火器の10年相当の耐食性を調査。
- ⑥上記二つの調査結果から、設計標準使用期間を10年と設定。表示開始に到る。



本体裏面に設計標準使用期限と 製造年が表示されています。



本体裏面に使用有効期限が 表示されています。

### ■ エアゾール式簡易消火具 -



本体表面に品質保証期間が 表示されています。

#### 1.耐用年数と設計標準使用期間は10年で一致するかも?

- ◆耐用年数8年及び設計標準使用期間10年は、どちらも現場データから導き出されたもので両方とも誤りがないといえます。
- ◆ただ、昭和61年(耐用年数8年の表示開始年)から40年近く経過した昨今、技術(塗装や部品材質面)の進歩があり、 くしくも調査結果及びデータが示しているとおり、消火器の耐用年数そのものが8年から10年に延びたことが十分に 考えられます。

#### 2.交換時期の最終判断は皆様で

- ◆耐用年数及び設計標準使用期間は、あくまでも一つの目安であり、消火器の設置環境によって当然のごとく、腐食の 進行具合に差が出ます。
- ◆したがって、設置してある消火器の継続使用が適切かどうかという最終判断は、点検をされる皆様及び所有者様の判断業務となります。
- ※住宅用消火器は使用有効期限又は使用期間としておおむね5年で表示されています。
- ※エアゾール式簡易消火具は品質保証期間としておおむね3年で表示されています。

### 併用設置について

### 1.粉末〈ABC〉消火器

ノズルを火元に向けて放射すると、粉末の薬剤が広 い範囲を覆って、火勢をおさえます。抑制効果によ り制炎性に優れています。



2.強化液消火器 (霧状放射)

透性に優れています。



ノズルを火元に向けて放射すると、薬剤が霧状に広

がり、火を消します。水系ですから、冷却効果と浸

注 粉末〈ABC〉消火器と強化液〈強アルカ リ性〉消火器を併用使用した場合、直ち に人体に重大な影響を与えるような濃度 には至りませんが、刺激臭のあるアンモ ニアガスが発生するため、吸い込まない ようご注意ください。

### 3.この2本を組み合わせて順番に使用すれば…

- (1) 制炎性の大きい粉末〈ABC〉消火器で火勢をおさえる。
- (2) 冷却効果・浸透性に優れた強化液消火器で深部も完全に消す。 再燃も防止。

その効果は抜群といえます。

### 廃消火器の処理について

### 1.廃消火器処理の必要性と、その周知徹底

消火器は事故防止のために使用期限が過ぎると適切な処理をしなければなりません。

#### 2.廃消火器の放置禁止

廃消火器は事故防止のため、どこへでもみだりに放置してはなりません。 ましてや、使用してはならないことは言うまでもありません。

### 3.廃消火器の処理方法

HATSUTAエコサイクルシステムをご利用ください。

申 込 先 インターネット https://www.ferecycle.jp

0120-82-2306 受付時間▶ 10:00~12:00、13:00~17:00 土、日、祝日、弊社指定休日は除く

※消火器の商品名・型式番号等をお確かめの上、お申し込みください。

またはお近くの販売代理店にご連絡ください。

### 点検は

### 「消防設備士」にお任せください

消火器の点検や薬剤の詰替に際しては、国家資格で ある「消防設備士」の資格が必要です。



### 消防法令の設備早見表と解説

### 法第17条

消防用設備等の種類				
	<del>1</del>	第 1 0		
		消火器具	i I	en.
防火対象物の別(令別表第一) 法第17条第1項 令第6条	ー 般 延べ面積 (m以上)	地階・無窓階 又は3階以上 床面積 (㎡以上)	少 量 危険物 等	― 般 延べ面積(㎡以上)
(1) イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 公会堂又は集会場	全部	全部 50	-, =, ≡,	500 (1,000) (1,500)
イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等 ロ 遊技場又はダンスホール バ 性風俗関連特殊営業店舗等、総務省令で定めるもの ニ ガラオケボックス等で総務省令で定めるもの	全部	全部	少量危険物のでは、ボンツのでは、ボンツのでは、ボンツのでは、ボンツのでは、ボンツのでは、ボンツのでは、ボンツのでは、ボンツのでは、ボンツのでは、ボンツのでは、ボンジのでは、ボンジのでは、ボンジのでは、ボン	
(3) イ (有合、料理店その他これらに類するもの	全 部 ☆1 150	全 部 ☆1 50	(電イ   電盤 ラ   定 チ	700 (1,400) (2,100)
(4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗又は展示場	150	50	数量の	
(5) イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	100		1 れ 燥 室	
(1) 診療科名中に特定診療科名を有し、療養病床又は一般病床を有する病院 2 診療科名中に特定診療科名を有し、4人以上の患者の入院施設を有する診療所	全 部	全部	でである。   である。   である。	700 (1,400 ☆1) (2,100 ☆1) ♦
(3) 病院((1)以外)、有床診療所((2)以外)、入所施設を有する助産所 (4) 無床診療所、無床助産所 (6) (7) 老人 坂朗入 所施設、養護老人 ホーム等	150	50	と 定数 量素 の 火気を	700 (1,400) (2,100) ♦
★1 □ (2)   救護施設	· · 全部	全部	満のもの)では、一番のもの)では、一番のもの)のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	700 (1,400 ☆1) (2,100 ☆1)
八 (1)老人デイサービスセンター等 (2)更生施設 (3)助産施設、保育所等 (4)児童発達支援センタ ー等 (5)身体障害者福祉センター等 」 幼稚園又は特別支援学校	150	50	l (¢	700 (1,400) (2,100)
(7)	300		指 定可 燃 物	
(9) イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの口 イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	150			700 (1,400) (2,100)
[10] 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	300		物政合	1,000 (2,000) (3,000)
(12) イ 工場又は作業場		- 50	別表第	700 (1,400) (2,100)
(13) イ 自動車車庫又は駐車場 1 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	150		(危険物政令別表第四で定める数	
(14) 倉庫			ん   ある <sub>数</sub>	700 (1,400) (2,100)
(15) 前各項に該当しない事業場	300		量の	1,000 (2,000) (3,000)
(16) イ 特定用途が存する複合用途防火対象物	当該用途の 基準による	当該用途の 基準による	も の)	当該用途の基準による
1602) 地下街	-			150 (300) (450) ♦
1803) 準地下街 ★2 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建 造物	全部	全 部		
(18) 延長50m以上のアーケード (19) 市町村長の指定する山林				
(20) 総務省令で定める舟車(規則第5条第10項)	全部	全部		
①特定防火対象物とは、(1)項~(4)項、(5)項~(6)項、(9)項~、(16)項~、(16) の2)項、(16の3)項の防火対象物をいう。		は令別表第二		①各階ごとに各部分から一の消火栓のホース接続口までの水平距離が1号 消火栓及び易操作性1号消火栓にあっては25m以下、2号消火栓にあっ ては15m以下、広範囲型2号消火栓は25m以下となるようにすること。

- の2)項、(16の3)項の防火対象物をいう。
- ②特定用途とは、(1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途をいう。
- ③2以上の用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1)項~(15)項の各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象 物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
- ④(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物が(16の2)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部 分とみなす。
- ⑤(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16の3)項に 場ける防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるものとみなす。
- ⑥(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる所と対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項~(16)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。
- ★1 詳細は「水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備」の欄外に記載。
- ★2 建築物の地階(地下街の各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(特定用途が存するものに限る。)

- 図 11階以上の部分に設置する消火器具を除き、屋内消火栓、スプリンクラー、水噴霧、泡、不活性力ス、ハロゲン化物、粉末の各消火設備を設置したときは設置能力単位を減少(規則第8条、令第 10条第3項)できる。

- 火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置(調理油週熱防止装置、自動消火装置等)が講じられたものを除く。)を設けたもの。
- 消火栓及び易操作性1号消火栓にあっては25m以下、2号消火栓にあっては15m以下、広範囲型2号消火栓は25m以下となるようにすること。 ②水源の水量は屋内消火栓の設置個数が最も多い階における設置個数
- ②水源の水重は屋内用火柱の設置 簡級の東からい箱に応ける設置 簡数 (最高2個)に1号消火柱を場操作性1号消火柱にあっては2.6㎡を2号 消火柱にあっては1.2㎡を、広範囲型2号消火柱にあっては1.6㎡を乗じた量以上とすること。 ③スプリンクラー、水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末、屋外消火 柱、動力消防ボンブの各消火設備の有効範囲内の部分(屋外消火柱、動
- 在、週ン/前が加くノンローボルスの側ですが地域であった。かけんだ、別 力消防ボンブにあっては1階及び2階の部分に限る。)は設置を除 (3.非常電源を附置すること。 6) )内の数字は、主要構造部を準耐火構造としたもの(又は同等の準耐 火性能を有するもの)で内装制限したもの又は特定主要構造部を耐火構 造としたもの
- [ ] 内の数字は、特定主要構造部を耐火構造としたもので内装制限をしたもの
   ☆1 (6)項イ(1)及び(2)並びに口で規則第12条の2で規定する火災発
- (6) 項イ(1) 及び(2) 並いにして規則第12条の2 で規定する次災発生時の延焼を抑制する構造を有するもの以外のものについては、当該数値(1,400又は2,100)又は1,000㎡に規則第13条の5の2に規定する「防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分」の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値(6)項イ(1)~(3)、(16)項イ(6)項イ(1)~(3)までのいずれかに掲げる部分に限る。)及び(16の2)項((6)項イ(1)又は(2)に掲げる
- 部分に限る。)については、平成28年4月1日施行の際、現に存するも

昭和36年 3月25日 令和7年 3月26日 消防法施行令 政令第37号 消防法施行令最終改正 政令第85号

昭和36年 4月 1日 消防法施行規則 自治省令第 6号 消防法施行規則最終改正 令和7年 5月30日 総務省令第55号

消火		設備					
令 第 1 1 条			令				
屋内消火栓設備	I		スプリ	ン ク ラ			
地階·無窓階·4階以上 床面積(㎡以上)	指定	— 般	地階無窓階	4階以上 10階以下	地階を除く階 数が11階以上	11階以上の階	指 定可燃物
	可燃物	延べ面積の合計 (㎡以上)	床面積 (㎡以上)	床面積 (㎡以上)	のもの		ראד זייא ניי
100 (200) (300)	危険	平屋建以外 6,000 注1 注3	1,000 注2	1,500 注2 注3	全部 注3	全部 注3	危険
	物政令別表統	平屋建以外 6,000		1,000	全部	全部	物政令別表統
	男四で	平屋建以外 6,000 注3	1,000	1,500 注3	全部 注3	全部 注3	弗 四 で
	定める	平屋建以外 3,000		1,000	全部	全部	定 め る
	数量	平屋建以外 6,000 注3		1,500 注3	全部 注3	全部 注3 全部	数量
	の七五〇倍	全部 注4 ◆	1,000 ♦	1,500 注3 ◆			000,19
150 (300) (450)	危険物政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上を貯蔵し、又	平屋建以外 3,000 注3 ◆ 平屋建以好 6,000 注3 全部 注5 - 全部 注5 注6 - 全部 注5 注6 全部 注5 注6	1,000 注6	1,500 注3 注6	全部 注3		危険物政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上を貯蔵し、
	又は取り扱うもの	平屋建以外 6,000 注3	1,000	1,500 注3			又は取り扱うもの
	I					全部 注3	うもの
	燃燃	平屋建以外 6,000 注3	1,000	1,500 注3	全部 注3		可
	(可燃性液体類を除く。						燃 性 液
200 (400) (600)	を 除						類
150 (300) (450)	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\						(可燃性液体類を除く。)
150 (300) (450)		ラック式 かつ、延べ面積	<u> </u>    	>10m、 )(2,100)以上			
200 (400) (600)							
当該用途の基準による		注7_注13 _ ◆	注8	<u>注</u> 9	全部 注3		
		1,000 注10 注11 ◆ 1,000 かつ 注12					
						全部 注3	

の並びに新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものについては 令和7年6月30日までの間は従前の例による。

注意:2号消火栓及び広範囲型2号消火栓は(12)項イ(工場、作業場)及び(14)項 (倉庫)に設置することができない

パッケージ型消火設備(I型及びII型)の代替措置。

下記条件に適応する防火対象物はバッケージ型消火設備に代替可。 指定可燃物を取り扱うものを除き、(1)項から(12)項まで若しくは(15) 項に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物で(1)項から (12)項まで若しくは(15)項の用途に供される部分で次の対象物(地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。)

- 以は火災のとき煙か者しく充滴するおそれのある場所を除く。) 耐火建築物: 地階を除く階数が6以下で延べ面積3,000㎡以下 耐火建築物以外: 地階を除く階数が3以下で延べ面積2,000㎡以下 防火対象物の階ごとにその階の各部分からホース接続口までの水平 距離が20m以下となるように設けること。また、防護する部分の面積 は850㎡以下とすること。 耐火建築物: 地階を除く階数が4以下で延べ面積1,500㎡以下 耐火建築物: 地階を除く階数が4以下で延べ面積1,000㎡以下 防火対象物の階毎にその階の各部分からホース接続口までの水平距 離が15m以下となるように設けること。また、防護する部分の面積は 500㎡以下となるように設けること。また、防護する部分の面積は

- 舞台部床面積500㎡以上の場合、当該部分に必要
- 舞台部床面積300㎡以上の場合、当該部分に必要 総務省令で定める部分を除く(スプリンクラー代替区画部分)。
- 人災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造(規則第12条の2)を有するものを除く(平屋建以外3,000㎡以上の場合を除く。)。また、基準面積 1,000㎡未満の場合は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造(規則第12条の2)を含ものを除く作歴建以外6,000㎡以上の場合を除く。)。また、基準面積 1,000㎡未満の場合は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。
- 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者(規則第12条の3)を主として入所させるもの以外にあっては延べ面積275㎡以上の場合必要
- い場合が安全 (1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途に供される部分(スプリンクラー代替区画部分を除く。)の床面積の合計3,000㎡以上の場合(その用途が存する階は、他用途部分も含め、当該階全てに必要) (1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途に供される部分が存する階で、当該用途に供される部分の床面積1,000㎡以上の場合必要
- (1)項、(3)項、(6)項、(6)項、(9)項イの用途に供される部分が存する階で、当該用途に供される部分(スプリンクラー代替区画部分を除く。) の床面積1,500㎡以上の場合必要(ただし、(2)項、(4)項の場合は1,000㎡以上) 地下街の延べ面積には、地下道に面した店舗、事務所等の部分の床面積のみならず、地下道部分も合計したものをいう。
- 延面積1,000㎡未満のものについては、(6)項イ(1)若しくは(2)又は口の用途に供される部分に必要(火災発生時の延焼を抑制する機能を 備える構造として総務省令で定める構造規則第12条の2)を有するものを除く。)。また、この場合、基準面積1,000㎡未満のものには、特定 水道連絡型スプリンクラー段備を設置することができる。 (1)項〜(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上の場合必要
- 注13 各用途部分の設置基準に従って設置する。
  - (6)項イ(1)~(3)、(16)項イ((6)項イ(1)~(3)までのいずれかに掲げる部分に限る。)及び(16の2)項((6)項イ(1)又は(2)に掲げる部分に限る。)については、平成28年4月1日の施行の際、現に存するもの並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものについては令和7年6月30日までの間は従前の例による。

	_	消防用設備等の種類								
		<b>月</b> 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				令	*10	~ 18条		
				I	1		水噴	霧・泡・	· I	
		物の別(令別表第一) 条第1項 令第6条	飛行機又は 回転翼航空機 の格納庫	屋上で回転翼航空機又 は垂直離着陸航空機の 発着の用に供するもの	防火対象物の道路の用 に供される部分 ※1	自動車の修理又は整備 の用に供される部分	駐車の用に 供される部分	発電機、変圧器その他これ らに類する電気設備が設 置されている部分 ※2		
(1)	イロイ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場 公会堂又は集会場 キャパレー、カフェー、ナイトクラブ等 遊技場又はダンスホール	全部	全部	床面積	床面積	床面積	床面積		
(2)	무건트	性風俗関連特殊宮業店舗等、総務省令で定めるもの カラオケボックス等で総務省令で定めるもの	粉泡	粉泡			<del>-</del> =			
(3)	イ <u>ロ</u>	待合、料理店その他これらに類するもの 飲食店	粉末消火設備泡消火設備	粉末消火設備	屋 そ 上 の 他	階階又は		MOM O		
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	設備	ついた	六〇〇	地階又は二階以上	一階とは二階以屋上の機械等の機械	二〇〇平方メー		
(5)	イロ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの 寄宿舎、下宿又は共同住宅			六〇〇平方メ		階機械	- トル 以 上		
(6) ★1	イ	寄宿舎、下宿又は共同住宅 (1) 診療科名中に特定診療科名を有し、療養病床又は一般病床を有する病院 (2) 診療科名中に特定診療科名を有し、4人以上の患者の入院施設を有する診療所 (3) 病院((1)以外)、有床診療所((2)以外)、入所施設を有する助産所 (4) 無床診療所、無床助産所 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム等 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設等 (1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設 (3) 財産施設、保育所等(4)児童発達支援センター等 (5)身体障害者福祉センター等 幼稚園又は特別支援学校 小学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等			メートル以上	五〇〇平方メートル以上	一階 五〇〇平方メートル以上 世階又は二階以上 二〇〇平方メートル以上 三〇〇平方メートル以上 三〇〇平方メートル以上 三〇〇平方メートル以上 東降機等の機械装置により一〇台以上収容するも	以上 と ハロゲン化物消火設備 水末消火設備		
	- ハ <u>ニ</u>	(3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設等 (1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設 (3) 財産施設、保育所等 (4) 児童発達支援センター等 (5) 身体障害者福祉センター等 幼稚園又は特別支援学校					トル以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	/ 八 八 八 八 沙 消 火 設 備 備		
(7)		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等   専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの			水不粉	泡 八 粉	水不八			
(8)	1	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの			噴活 末	泡消火設備 パロゲン化 端 場	噴活ロー			
(9)		公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの一人に掲げる公衆浴場以外の公衆浴場			水噴霧消火設備 水噴霧消火設備	泡消火設備 不活性 水沢 でんけん 不活性 おりょう かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かい	水噴霧消火設備へ沿火設備が水噴霧消火設備が水噴霧消火設備が水設備が大利水設備がある。			
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)			備火設	消火	備火消			
(11)	<u>イ</u>	神社、寺院、教会その他これらに類するもの 工場又は作業場				性備				
(13)	<u>ㅁ</u> <u> </u>	映画スタジオ又はテレビスタジオ 自動車車庫又は駐車場			泡消火設備	不活性ガス消火設備	泡消火設備 粉末			
(14)		飛行機又は回転翼航空機の格納庫 倉庫			uns .		設 粉末   端 消火   :			
(15)		前各項に該当しない事業場					備			
(16)	イロ	特定用途が存する複合用途防火対象物 イ以外の複合用途防火対象物								
(16Ø2) (16Ø3)		地下街								
(17)		準地下街 ★2 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建造物								
(18)		延長50m以上のアーケード	]							
(19)	$\vdash$	市町村長の指定する山林 総務省令で定める舟車(規則第5条第10項)								
①特定R		対象物とは、(1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16) (1603)項の防火対象物をいう。	①駐車の用に供する語 ②非常電源を附置	<u>.</u> 部分で、すべての車両が	<u> </u>     同時に屋外に出ること	ができる構造の階は除外	ለ	ı		
②特定F ③2以」 より被 項~(	用途と	は、(1)項・(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途をいう。 引途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用に 引途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1) 項の各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象 各項に掲げる防火対象物とする。	服途をいう。 ③指定可燃物(可燃性液体類に係るものを除く。)を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物にスプリンクラー設備を技術上の基準に 段の規定の適用に 主たる用途が(1) 主は、当該防火対象							
④(1)項 対象を 分とる ⑤(1)項 掲げる	頁~( 物内 みなう ( る防)	16)項に掲げる用途に供される建築物が(16の2)項に掲げる防火 に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部 け。 16)項に掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16の3)項に (対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はそ	※3 その他多量の火気を使用する部分とは、最大消費熱量が350kw以上のもの ※4 動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。							
る防火	人対象	同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(1)項~(16)項に掲げ は物又はその部分であるものとみなす。 16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部			ゴム半製品、原料ゴム及i ゴム半製品、原料ゴム及i					

⑥(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項~(16)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。 ★1 詳細は「水噴霧・泡·不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備」の欄外に記載。

 火	設		備			^ ** 1 0 **	^ ** 0 0 <del>*</del>
 不活性:	ガス・ハ	ロゲン	化物・		人 設 備	令 第 1 9 条	令 第 2 0 条
銀造場、ボイラー室、乾燥 室その他多量の火気を使 用する部分 ※3	通信機器室	線花類、木毛、かんなくす、ぼろ、 紙くす(※4)、糸類、わら類、再生 資源燃料、合成樹脂類(※6)	指 定 可 ぼろ、紙くず(※5)、 石炭・木炭類	<b>」燃物</b> 可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類(※7)等	木材加工品、 木くず	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備
床面積 二〇〇平方メートル以上	床面積 五〇〇平方メートル以上	危険物政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上を貯蔵し、	危険物政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上を貯蔵し、		危険物政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上を貯蔵し、	地階を除く階数が一であるものにあっては一階の床面積、地階を除く階数が二以上であるものにあっては一階及び地階を除く階数が二以上であるものにあっては一階及び地階を除く階数が二以上であるものにあっては一階及び	一、屋内消火栓設備の設置対象物に、屋外消火栓設備の設置対象物にだし(十六の二)項は除外ただし(十六の二)項は除外ただし(十六の二)項は除外に関する。
以上 と ハロゲン化物消火設備 お末消火設備	以上	の一、〇〇〇倍以上を貯蔵し、又は取り扱うもの	の一、〇〇〇倍以上を貯蔵し、又は取り扱うもの	危険物政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上を貯蔵し、又は取り扱うもの	の一、〇〇〇倍以上を貯蔵し、又は取り扱うもの	地階を除く階数が一であるものにあっては一階の床面積、地階を除く階数が二以上であるものにあっては一階及び二階の部分の床面積の合計がイ 耐火建築物 九、〇〇〇平方メートル以上口 準耐火建築物 三、〇〇〇平方メートル以上八 その他建築物 三、〇〇〇平方メートル以上	屋内消火栓設備の設置対象物に必要(屋外消火栓又は一階若しくは二階に屋内消火栓、スプリンクラー、水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末の各消火設備を設置したときはその有効範囲内の部分に対して設置免除。) 泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末の各消火詮備を設置したときはその有効範囲の部分に対して設置免除。) 泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末の各消火設備を設置したときはその有効範囲の部分に対して設置免除。)
		扱うもの	扱うもの	扱うもの	扱うもの	積の合計が	階にスプリときはその行効節
		水噴霧消火設備 泡消火設備 水噴霧消火設備(全域放出方	水噴霧消火設備	・ 不活性ガス消火設備 や消火設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 粉末消	・ 不活性ガス消火設備 ・ 泡消火設備・不活性ガス消火設備(全域放出方・ ハロゲン化物消火設備(全域放出方・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		(火栓、スプリンクラー、) (対対に対して設置免除。) (対対に対して設置免除。) (対対に対して設置免除。)
		万 式 の <sub>4</sub>		消火 設	方出式式式	当該用途の基準による	0
		<b>₽</b> 0)		備		(1)項から (15)項までに同じ	
(2次) 影響をはいた特別の (100年以上の事業を入事を (30周末) (30周末) (30	・ 病院(火災発生時の延焼を即削 料料と(内)・ 護野が料本。(リルビリ 影響所)・ 新年、東第2頃麻牛等 影響所)・ 新年、東第2頃麻牛等 財料名を有すること。 させるための設定を有すること。 ないませるための 施設を有しない診療所では入り ではるための が表現りませるための が表現りませるための が表現りませるための が表現りませる。 では、 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 を利力に規定する者(以下)・ の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を総合 の日常生活及び社会生活を認定していませまする。 日間を表現していませまする。 日間を発音は、「日間を発音といます。 日間を発音は、「日間を発音といまする。 日間を発音は、「日間を発音といます。」 日間を発音は、「日間を発音といます。 日間を発音を表現していませます。 日間を発音を表現していませます。 日間を発音を表現していませます。 日間を表現していませます。 日間を表現していませます。 日間を表現していませます。 日間を表現していませます。 日間を表現していませます。 日間を表現していませます。 日間を表現していませます。 日間を表現していませます。 日間を表現していませます。 日間を表現していませままままままままままままままままままままままままままままままままままま	するための海火活動を選切に実 デーンタン科子の他の総務当ちれ に規定する原養病床又は同項第 ・施設を有する診療所(2)に掲げる ・施設を有する診療所(2)に掲げる ・施設を有する診療所(2)に掲げる ・施設を有する診療所(2)に掲げる ・施設を有する診療所(2)に掲げる ・施設を行するが原始は一点 ・施設を行するが原始は ・が同立度が日本のは、 ・が同立度が日本のは、 ・が同立度が日本のは、 ・が同立度があれば、 ・が同立度があれば、 ・が同立度があれば、 ・が同立度があれば、 が関連であれば、 が関連であれば、 が関連であれば、 が関連であれば、 が関連であれば、 が関連であれば、 が関連であれば、 が関連である。 ・ののを除く。)、老人編址セン・ 「同条第1日に、 ・別を ・ののとは、 ・別を ・ののとは、 ・別を ・別を ・ののとは、 ・別を ・別を ・別を ・別を ・ののとは、 ・別を ・別を ・別を ・別を ・ののとは、 ・別を ・別を ・別を ・別を ・別を ・別を ・ののとは、 ・別を ・別を ・別を ・別を ・別を ・別を ・別を ・別を	5ものを除く。)又は入所施設を1 (平成9年法律第123号) 第4 表土して、大変をは、大変を1 が乗り、大変を1 (17年法律第百23号)第4条第 で定める仮分に設当する者(以7 (上活現助を7)新設(2種が)因 のター、老人介護支援センター、 機能型居宅介護事業を行う施設 値支援センター、児童福祉法(配 さる児童位変更を1 (2年表現を1 (2年表現)を1	南する助産所 第1項: 地定する要介護状態に 3.0、有料を人亦一一の機能が 5.0、有料を人亦一一の機能が 1項に規定する際書名又は同発 1項に規定する際書名又は同発 1項に規定する際書名又は同発 1項に規定する際書名又は同発 1項を持ち、 1項を付いに関けるものを除く。)ぞ 和22年法律第164号)第6条 第3項に規定する放譲後等デイ	分が避難が困難な状態を示す 調本要介書権を主して入居 地球でする内積を多様能型居 記録でする内積を多様能型居 記録その他にれらに類するもの お2項に規定する障害児であっ うりを主として入所させるもの せるものに限る。八いらにおいて のを除く、)をも、紙・社・葉5条 の他にれらに類するものとして ひ3第7項に規定する一時預か サービスを行う施設(児童発達	①建築物の各部分から一の消火栓のホース接続口までのである。 が40m以下となるようでの水すでと。 ②水源の水量は屋外消火栓の設置個数に最大2個)に7㎡を乗じた量 個数に最大2個)に7㎡を乗じた量 以上の量。 ③スプリンクラー、水噴霧、泡、雨動力 消防ボンブ(規格放水量0.4㎡/ 師内の部分は設置免除。 ④非常電源を附置。 (注)同一敷地内にある二以上の建築物 を除く。)で、設建築物及び準耐火建築物 を除く。)で、設建築物及び準耐火速等物 を除く。)で、設建築物及び準配が、で 部の外壁間の中心線からの水平階 部の外壁間の中心線からの水平階 にあっては3m以下である部分を 有するものは一の建築物とみな す。。	①水源は、防火対象物の各部分から一の水源までの水平距離と規格が水量が (イ)0.5㎡/min以上は100m以下 (ロ)0.4㎡/min以上0.5㎡/min 未満は40m以下 (ハ)0.4㎡/min未満は25m以下 となるようにすること。 ②水源の水量は20分間放水できる 量又は20㎡以上

	消防用設備等の種類											
					<del>第 2 1</del> 災 報 知				1			
		60-	株宁1 哗色		地 階・無 窓階又は 3階以上			#15 -	1			
	象物の別(令別表第一) 7条第1項 令第6条	ー 般 延べ面積 (㎡以上)	特定1階段 防火対象物 (※1)	地階又は 2階以上	京帽 又は 3階以上 床面積 (㎡以上)	11階以上   の 階	その他	指定可燃物				
(1) 4	公会堂又は集会場			駐車	300		-, =,	危険				
(2)	/   キャパレー、カフェー、ナイトクラブ等   遊技場又はダンスホール   性風俗関連特殊営業店舗等、総務省令で定めるもの   カラオケボックス等で総務省令で定めるもの	300     <u>-</u>	全部	の用に供す	300 ※2 		通信機器室の床面積	物政令別表				
(3) 1	- <del> -</del>	300		る部立	300 %2		の 供 床 あ れ	第四で				
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗又は展示場			一	300		積る部	定める				
(5) [		<u>全</u> 部 500		りる時に展	<u>全</u> 部 300		五〇〇屋	る 数 量				
1	「病院((1)))が、看味診療所((2))が入れ	全部		駐車の用に供する部分の存する階で当該部分の床面積(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができ	全部		機器室の床面積(五〇〇平方メートル以上の用に供される部品で屋上部分の床面積)	危険物政令別表第四で定める数量の五〇〇倍以上を貯蔵し、				
(6) <b>-</b> · ·	(3) 乳が短。 (4) 障害児入所施設 (6) 障害者支援施設等 「(1) 老人テイサービスセンター等 (2) 更生施設	全 部	全部	駐車の用に供する部分の存する階で当該部分の床面積二〇〇平方メートル2(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。)	全 部		六〇〇平方メー					
/ ·	(3)助産施設、保育所等(4)児童発達支援センター等(5)身体障害者福祉センター等 幼稚園又は特別支援学校	全部 ※3 300 300		ートル以上	全部 ※3 300 	全部	トル以上	又は取り扱うも				
(7)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	500		Ĩ			_	ŏ				
(9) 1		200	全 部				以 外 の					
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)	500	/		300		それ以外の部分の床面積					
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	1,000	/				床面					
(12)	映画スタジオ又はテレビスタジオ	500 500	/									
(14)		全部 500	/		全部		四〇〇平方メ					
(15)	信停	1,000	/		300		方メー					
(16) 1		300	全部		300 %2		トル					
(160)2)	1 イ以外の複合用途防火対象物 地下街	当該用途の基準による ※ 5 300			300 %4 %5 300		ル 以 上					
(1603)	準地下街 ★2	<b>%</b> 6			<b>%</b> 6							
(17) (18) (19)	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建造物 延長50m以上のアーケード	全部			全部							
(20)	市町村長の指定する山林   総務省令で定める舟車(規則第5条第10項)	-										
①特定防火	10分目 T C C のの 1 年 ( が 対	①警戒区域(火災(	<u>•</u> の発生した区域を他 すること	の区域と区別して識	<b>・</b> 捌することができる	<u>.</u> 最小単位の区域をし	ハう。)は、防火対象物	物の2以上の階にわ				

- の2)項、(16の3)項の防火対象物をいう。
- ②特定用途とは、(1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途をいう。
- ③2以上の用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1)項~(15)項の項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象 物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
- ④(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物が(16の2)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部 分とみなす。
- ⑤(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16の3)項に 場ける防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。
- ⑥(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項~(16)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。
- ★1 詳細は「水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備」の欄外に記載。
- ★2 建築物の地階(地下街の各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(特定用途が存するものに限る。)

- /声成とないたが、かまらに色感と思うと考えた。 たらないものとすること。 )一の警戒区域の面積は600㎡(内部が見通せる場合は1,000㎡)以下とし、その1辺の長さは50m以下とすること。
- ③設置方法は規則第23条、第24条、第24条の2による。 ④特定防火対象物及び煙感知器の義務設置の場所を除き、スプリンクラー、水噴霧、泡の各消火設備で標示温度75℃以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを設けた場合はその有効範囲内の設置免除 ⑤非常雷源を附置
- )(2)項二、(5)項イ、(6)項イ(1)~(3)、ロ、ハ、(9)項イ、(13)項ロ、(17)項に掲げる防火対象物で、延べ面積又は床面積が300㎡未 、満のもの等は、自動火災報知設備に代えて特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる。
- 当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(当該階段が屋外に設けられ、又は規則第4条の2の3で定める避難上有効な構造を有する場合は1)以上を設けられていないもの(2)項イーハ、(3)項の地階又は無窓階は100㎡以上、(16)項イについては、地階又は無窓階に存する(2)項、(3)項の用途部分の床面積の合計が100㎡以上のもの利用者を入居させ、又は宿泊されるものに限る。 **%**2

- ※3 利用有を人店させ、Xは信用されるものに味る。
   ※4 各用途部分の設置基準に従って設置する。
   ※5 ただし、次に掲げる用途に供されるものが存する場合は、当該部分に全て必要
   ① (2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)~(3)まで及び口の防火対象物
   ② (6)項시の防火対象物で利用者を入居させ、又は宿泊させるもの
   延べ面積500㎡以上で、かつ(1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途部分の床面積の合計が300㎡以上のもの

	設備												
,	令 第 2 1 条			2 2 条	令 第 2 3 条		令 第 2 4						
	ガス漏れ火災警	報設備	漏電火	災警報機	<b>沙吐機即る 深却ナス</b>		非常警報器具						
	一 般		4-		消防機関へ通報する  火 災 報 知 設 備	非常警報器具	非常ベル、自動式サイレン又は放送設備のうち1種 ※2	放送設備を設置したうえル又は自動式サイレン	、非常べ				
		温泉設備	一 般	契約電流容 量		*1	込設備のプラ↑性 ∞℃	ルスは日勤氏シュレ。 	で所置   ※3				
	床面積 (㎡以上)		延べ面積 (㎡以上)	T =	延べ面積 (m以上)	収容人員	収容人員	収容人員					
	(III)		(IIII)		(IIIXT)								
				五					1)				
				Ä	500				地				
				ト を お	300		1) 50人以上		階 を				
	地階		300	え			2) 地階及び無窓階で	200 1 1/1 5	除				
	合計1,000			五〇Aを超えるもの			20人以上	300人以上	く 階				
	<b>*</b> 1			ر ق	1,000				数				
						20人以上			地階を除く階数が一一以上				
					500	50人未満							
			150		1,000		20人以上	800人以上	Ê				
					1,000		1) 50人以上 2) 地階及び無窓階で20人以上		2)				
					(-)(-)(-)								
					(1)(2)(3) 全部		20人以上		階				
					포마		20八以上		<i>(</i> ) 階				
					7.7				数数				
	地階				[4] 500				<i>"</i> =				
	合計1,000		300					300人以上	地階の階数が三以上				
	<b>*</b> 1				全部				_				
		全部				20人以上							
						50人未満	1) 50人以上 2) 地階及び無窓階で						
					500		20人以上						
								000 1 111 1					
			500					800人以上					
	地階 合計1,000 ※1		150		1,000		20人以上	300人以上					
			100		1,000	20人以上50人未満							
			500										
			300										
			300		500	20人以上	1) 50人以上						
					300	50人未満	1) 50人以上   2) 地階及び無窓階で						
							20人以上						
			1,000		1,000								
			1,000										
	注1 ※1		注1	50Aを 超えるもの	<b>半砂田冷</b> の	出対中冷の	1) (5)項イ、(6)項イ、(9)項イの用途部分で20人以上 ※4 2) 50人以上 3) 地階及び無窓階で20人以上	500 1 11 1					
	注1_※1		当該用途の基準による	起えるもの	当該用途の 基準による	当該用途の基準による		500人以上     当該用途の基準による					
	延べ面積 1,000 ※1		300		全部		1) 50人以上 2) 地階及び無窓階で	全部					
	注2 ※1						20人以上	그 마					
		,	全部		500	-							
		全部											
	0			T 1/1 + 2/4 - 148 · ·	○ W/RE M BB 1	○db44444+n-n							
	①一の警戒区域の面積は600㎡以下と 中央から容易に警報装置を見通せると	する。ただし、通路の ときは、1,000㎡以	料以外の材料	下地を準不燃材 4で造った鉄網入	①消防機関から著しく離れた場 所にある防火対象物は除外	①非常警報設備	こは、非常電源を附置すること。						
	下とすることができる。 ②警戒区域(ガス漏れの発生した区域を 識別することができる最小単位の区域			若しくは下地を l外の材料で造っ			が大対象物に自動火災報知設備又は						
	識別することができる最小単位の区域 象物の2以上の階にわたらないものと 戒区域の面積が500㎡以下であれば	すること。ただし、警	た鉄網入りの	床又は天井野縁	[(6)項イ(1)(2)の用途を除		該技術上の基準の例により設置され けについては設置免除	れているときは、当該設備	の有効範				
	ができる。 ③ガス漏れ検知器は規則第24条の2の		外の材料で造	を準不燃材料以		※2 これらの防	火対象物に自動火災報知設備が技						
	より、有効にガス漏れを検知できるよう ④非常電源を附置	うに設ける。	天井を有する	ものに設置	■ 話を設置した防火対象物は設置免除。ただし、(6)項(1)~	の基準の例は設置免機	削により設置されているときは、当該 k	設備の有効範囲内の部分	パごついて				
	⑤(16の2)項及び(16の3)項以外の強物(収容人員1人に満たないものを除く	く。)で、その内部に、		が500㎡以上で、	(3)まで及び口のもの、(5)項 イ、(6)項イ(4)及び八で延		う。 うと対象物のうち自動火災報知設備 なよの基準に従い、又は光該技術の3						
	温泉の採取のための設備で規則第24 定めるものが設置されているものには	1条の2の2第3項で		E用途に供される で面積の合計が	べ面積が500㎡以上のもの	については	所上の基準に従い、又は当該技術の は、非常ベル又は、自動式サイレンは						
	設備の設置が必要	_	300㎡以		を除く。 	ては設置外 各用途部分	的除 かの設置基準に従って設置する。						
	※1 次のいずれかに該当するものに限 ①燃料用ガス(液石法に規定の液化	と石油ガス販売事業				一 口用巫部刀	1900世空午に近して改画する。						
	により販売される液化石油ガスを るもの ②可燃性ガスが自然発生するおそ												
	侵可燃性ガスが自然発生するめて 長又は消防署長が指定するもの	いいののこして用防											
	注1 地階の床面積の合計が1,000㎡以	上で、かつ、特定用途											
	に供される部分の床面積の合計が50 注2 延べ面積が1,000㎡以上で、かつ、												
	部分の床面積の合計が500㎡以上					L							

_	THE PROPERTY OF THE	1		避	難	設(							
	消防用設備等の種類	令	第 2 5		× 1	PA. 1	令	第	2 6	条			_
		- 過		具	*00 224	-5:25.VT		路誘導灯 📦 🏻 👺 🏗			==	1	
		2階以上の階	3階以上の階		一座難口	誘導灯	(居室に	設ける)	下路	<b>路路</b>	席	導	
	象物の別(令別表第一)		又は地階	その他		の床面積		の床面積	(廊下に設けるもの)	<b>運路誘導灯</b>	客席誘導灯	誘導標識	
<b>本</b> 第 1	7条第1項 令第6条	収容人員(人以上)	収容人員(人以上)		1,000㎡ 以上	1,000㎡ 未満	1,000m 以上	1,000㎡ 未満	ତ <b>୍ୟା</b>	夏灯		pa4	
	【   劇場、映画館、演芸場又は観覧場			三唑							全部	ただ	
- H	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等     遊技場又はダンスホール     性風俗関連特殊営業店舗等、総務省令で定めるもの     カラオケボックス等で総務省令で定めるもの	注1 50		関上の階の	注1 注3	注1 注5	注1 注4	注1 注6	注1 注6			Ų	
	イ 待合、料理店その他これらに類するもの コ 飲食店			のうち								誘導	
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗又は展示場			当 該 階								以   又   は	
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの 寄宿舎、下宿又は共同住宅	注2 30		から避	注2	- <u>-</u> 注5	注2	注6	注2 注6	注2		通路道	
	(1) 診療科名中に特定診療科名を有し、療養病床又は一般病床を有する病院。 (2) 診療科名中に特定診療科名を有し、4人以上の患者の入院施設を有する診療所。 (3) 病院に(1)以外)、有床診療所((2)以外)、入所			難階又は地上								避難口誘導灯又は通路道路誘導灯を設置し	
(6) <b>★</b> 1	(4) 施設を有する助産所 (4) 無床診療所、無床助産所 (1) 老人短期入所施設、養護老太ホーム等 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設等 (1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	· 注2 20		三階以上の階のうち当該階から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていない階で収容人員一○−	注1	注5	注1	注6	注1 注6	注1		置したときは、その	
- <u>-</u>	(3)助産施設、保育所等(4)児童発達支援センタ 一等(5)身体障害者福祉センター等 幼稚園又は特別支援学校 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等			以上設け								有効節	
(7)	ッチな、中チな、我が教育子な、同寺子な、中寺教育子な、同寺 専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの			られて	注2	注5	注2	注6	注2 注6	注2		囲内には	
(0)		注1 50		いない	注1 注3	注5	注1 注4	<u>]</u> 注6	注1 注6	注1		誘導	
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)			階 で	注2		注2		72.0			標識を設置	
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの		100	W容   人					1			IしI	
(12)	1 映画スタジオ又はテレビスタジオ		注3 (150)	員					注2	注2		ないことができる	
(13) <b>–</b>	コ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫			X	注2	注5	注2	注6	注6			とが	
(14)	倉庫	]										で	
(15)	前各項に該当しない事業場		100 注3(150)	注4								් ඉ	
(16) L	イ 特定用途が存する複合用途防火対象物 インストライン イ以外の複合用途防火対象物	当該用途の	)基準による		注3 注2	注5 注5	注4 注2	'	注6 注2 注6	注1 注2	(1) 項の 用途部分		
(16Ø2) (16Ø3)	地下街 準地下街 ★2				注1	注3	注1	注4	注1 注6	注1	(1) 項の 用途部分		
(17)	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建 造物												
(18)	延長50m以上のアーケード	]											
(19)	市町村長の指定する山林	]											
(20)	総務省令で定める舟車(規則第5条第10項)	© 104444 DD 55 1 1 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	DHATT - Wa a new	*======================================	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1 \ 7 = - ( :	) == (=)	*# / (C)	\ \r= \( \chi \chi \chi \)	[ (7.5)=	<u> </u>	00/==	ــــــ
の2)項 ②特定用i	火対象物とは、(1)頭〜(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16 (、(16の3)項の防火対象物をいう。 をとは、(1)項〜(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途をいう。 D用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用に	階に設置 ②収容人員の算定方	階及び11階以上の階 5法は規則第1条の3に はは令第25条第2項の	こよる。	注2 (5	16の3)項 5)項ロ、(7	夏の防火対 7)項~(8	象物では  )項、(10)	)項、(9)項 、その建物 )項〜(15 び11階以	のどの階 )項、(16)	にあっても )項ロの防	設置	

- ③2以上の用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1)項~(15)項の各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象 物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
- ④(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物が(16の2)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
- ⑤(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16の3)項に 場ける防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。
- ⑥(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる所と対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項~(16)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。
- 詳細は「水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備」の欄外に記載。
- ★2 建築物の地階(地下街の各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(特定用途が存するものに限る。)

- ③避難器具の適応性は令第25条第2項の表による。
- ③政理商員の週かはは市第420条第2月以表による。 (16)項、(6)項、(6)項、(7)項~(1)項で、11)項については収容人 員200人(400人)ごとに1個以上、(12)項、(15)項につい 特定主要構造部が耐火構造であり、かつ、避難階段又は特別 階段が二以上あるものは()内の数字に読み替える。
- ⑤設置個数の減免は規則第26条第1項
- 特定主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。 注1
- 特定王斐博追節を耐火構造とした建築物の2階を标。 下階に(1)項~(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、 (14)項、(15)項に掲げる防火対象物が存するものにあっては、収容人員が10人以上 収容人員が、2階以上の無窓階又は地階にあっては100
- 人以上、その他の階にあっては150人以上
- (2) 項及び(3) 項に掲げる防火対象物並びに(16) 項イ に掲げる防火対象物でご階に(2) 項又は(3) 項に掲げる 防火対象物の用途に供される部分が存するものにあっ ではる際約とはます。 ては、2階以上とする。

- 『はその建物の地階・無窓階及び11階以上の部分に設置
- A級又はB級で表示面の明るさが20カンデラ以上又は点滅機能を有するもの。(16)項イにあっては、(1)項~(4)項(9)項イの用途に供される部分が存する階に限る(それ以外の階についてはC級以上(矢印付きはB級以上))。
- A級又はB級で表示面の明るさが25カンデラ以上のもの。(16)項イ にあっては、(1)項~(4)項、(9)項イの用途に供される部分が存する 階に限る(それ以外の階についてはC級以上)。
- C級以上(矢印付きはB級以上)
- 注6 C級以上
- ●注5、注6の防火対象物又はその部分についても、背景輝度の高い場所や 光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあっては、同様 の措置を講することが望ましいこと。

消防	用 水			消火活	動上必要	な 施 設		
	7 条	令第28条	令第28条の2	令第29条	令第29条の2	令第29条の3		第1項の8号
294 PA- E	n -1,	排煙設備	連結散水設備	連結送水管	非 常コンセント設備	無 線 通 信 補 助 設 備	総合排 一般	消防長又は
消防 F 	用 水	床面積 (㎡以上)	床面積の合計 (㎡以上)	延べ面積 (㎡以上)	延べ面積(㎡以上)	延べ面積 (㎡以上)	延べ面積 (m以上)	消 防 署 長 が 必要と認めるもの
	_	舞台部	(1112411)			(IIIPAL)		
— 、 或		500		-==	地階		— <u> </u>	-, =, =,
敷 地イロハ 面	築 物	地階又は 無窓階		地地理階階路をある	地階を除く階数が		延 地 ベ 階 面 を	階階階をあの
積耐準そ が火耐の	が の 高	1,000		除除用	階数		積除がく	除除床くく面
二建火他〇築建建	建築物の高さ三一メ			階階供 数数さ	_		延べ面積が五〇、心地階を除く階数が	階階積 数数の
盟積が二〇、〇〇 日本 では、日本 では、日	<u> </u>	地階又は無窓階		ががれ 七五る	以		、	一五計
物 一 五、〇〇〇平方メー	トル	1,000		地階を除く階数が七以上のもの地階を除く階数が五以上で、延べ面積が六、道路の用に供される部分を有するもの	以上のも		000平方メー	地階を除く階数が一一以上で、かつ、延べ面積が一〇、○○○平方メート地階を除く階数が五以上で、かつ、延べ面積が二〇、○○○平方メート地階の床面積の合計が五、○○○平方メートル以上の防火対象物(□項地階の
方代のス	ルを超え、			も、有の延す	ρφ		十方で、	で、0
1000				ったる 面も			トつ	かっている。
ル平平平以方方方	かつ、			積の が			ル、	延べメ べ面 l
							上への直	面積ト
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を除			000			火が対	かったの
THE TELL	地階を除く延べ面積が二五、		地階	000平方メー			ル以上の防火対象物、延べ面積が三〇、	)、〇防 〇〇火
地上	ベ 真		700	, ,				〇〇対 〇平象
階	槓 <u>が</u>			トルニ			000平方メ	方メータ
Ŭ.	五			ル以上のもの			X	トルケ
階の	0			もの			トル	ル以(売) 以上項
床	平						以上	の特別を
地上一階及び二階の床面積の合計が	000平方メー						の 防 火	ートル以上の防火対象物 () 中)が以上の特定防火対象物 ()
計 が		地階又は無窓階 1,000					防火対象物	家 刈 物 象 物 物 物
	トル以上のもの						物	(一) 項(一) / (五)
	のも							(立) (立) (立) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二
	0)	地階又は無窓階 1,000						)頃 一六)知 項田項 イ、
								(六) 項
								`
当該用途の基準	 ■による	当該用途の基準による	当該用途の基準による					項イ
		延べ面積 1,000	延べ面積 700	1,000	1,000	1,000	1,000	イ、 ( <del>-</del> 丸) 項
/-· -			ALDE ZOO	(1) 項~	地階を除く階数が			項 イ、
(1) 項 <sup>-</sup> (15) 項に			地階700	(16) 項に同じ <u>全</u> 部	11以上のもの			(-六の二) 項
				포 마				(一六 <u>の</u> 三)
①上記二の建築物以外の建		①排煙上有効な開口	①散水ヘッドは、地階の	①放水口は、次に掲げる各部分ごと	①11階以上の階又は	①漏洩同軸ケーブル		項 な建築物その他の防火
内に二以上ある場合におし 外壁間の中心線からのか あっては3m以下、2階に	K平距離が1階に	部が設けられている部分その他消火 活動上支障がない	部分のうち規則第30 条の2で定める部分の 天井又は天井裏に設け	に、いずれの場所からも一の放 水口までの水平距離が定められ た距離以下となるように、かつ、	地下街の地階に、そ の階の各部分から 一の非常コンセント	無線連絡が容易に	対象物のうち、一定の日本の一定の日本の一定の日本の一定の日本の一定の日本の一定の一定の一定の一定の一定の一定の一定の一定の一定の一定の一定の一定の一定の	プリンクラー設備、水噴
である部分を有するもの らの建築物の床面積を、」	であり、かつ、これ L記イ、ロ、ハで除	ものとして規則第 29条で定める部分	ること。 ②送水口は消防ポンプ	階段室、非常用エレベーターの 乗降ロビー等で消防隊が有効に	までの水平距離が 50m以下となるよ	消防長又は消防署 長が指定する周波	備、ハロゲン化物消火 外消火栓設備、自動火	設備、粉末消火設備、屋 :災報知設備、ガス漏れ
して足した数が1以上とな は、それらは一の建築物と		は設置免除 ②煙の熱及び成分に	自動車が容易に接近できる位置に設けるこ	消火活動を行うことができる位置に設けること。	うに、かつ、階段室、 非常用エレベー		備、連結散水設備、連絡	・
適用  ②有効水量(地盤面下4.5m   計は上記一の場合床面積		よりその機能に支障を生じない材料で造ること。	<ul><li>さ。</li><li>③送水口付きのスプリンクラー、水噴霧、泡、不</li></ul>	・上記一、二の建築物の3階以上の 階又は地下街の地階は、50m	ターの乗降ロビー 等で消防隊が有効 に消火活動を行うこ	適するもの。 ②漏洩同軸とするケ ーブル等の公称イ	の監視、操作等を行う	こ商合する総合操作盤
7,500㎡、準耐火は5,000 00㎡、上記二の場合、延 <sup>2</sup>	Om、その他は2,5 ヾ面積を12,500	③非常電源を附置	活性ガス、ハロゲン化 物、粉末の各消火設備	<ul><li>・アーケード又は道路部分は 25m</li><li>②主管内径100mm以上</li></ul>	とができる位置に 設けること。	ンピーダンスは50 Oとし、これらに接	を、消防庁長官が定め 備を設置している防火	るところにより、当該設
mで除した商を20mに乗し ③流水の場合は0.8m/min	びた量以上		を設置したときは、当 該設備の有効範囲内 の部分について設置	③送水口は双口形とし、消防ポンプ 自動車が容易に接近できる位置	②単相交流100Vで 15A以上の電気を	続する空中線、分配 器その他の装置は、	等に設けること。	
水量に換算 ④1個の有効水量は20㎡以			の部分にういて設置 免除 ④連結送水管を設置し、	に設けること。 ④11階以上の部分に設ける放水口	供給 ③非常電源を附置	当該インピーダン スに整合するもの とする。		
<ul><li>100m以内にあること。か</li><li>動車が2m以内に接近でき</li></ul>			かつ、排煙設備を設置 した部分又は排煙設	は双口形とし、放水用器具を格 納した箱を附置すること。		== ==		
			備の設置を要しない 部分は、設置免除(規 則第30条の2の2)	⑤11階以上(70m以上)の建築物 に設ける連結送水管は湿式と				
<u> </u>		l	//////////////////////////////////////	し、加圧送水装置を設けること。				

	消防用設備等の種類	屋内消火栓詞	设備代替設備		スプリンクラー	・設備の代替設備	
	TI STORY TO DOWN IN TO STATE OF TAKENOO		9条の4			令第29条の4	
		パッケージ			ハッケーシ	型自動消火設備	
	泉物の別(令別表第一) 条第1項 令第6条	ー 般 (延べ面積㎡)以上	4 階 以 上 の 階 (延べ面積m)以上	ー 般 (延べ面積㎡)以上	地階・無窓階 (延べ面積㎡)以上	4 階 以 上 1 O 階 以 下 (延<面積m)以上	
(1)	劇場、映画館、演芸場又は観覧場 公会堂又は集会場	500 注1	100 注1				
(2) /\ 	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等 遊技場又はダンスホール 性風俗関連特殊営業店舗等、総務省令で定めるもの カラオケボックス等で総務省令で定めるもの						
(3) 7	待合、料理店その他これらに類するもの 飲食店						
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗又は展示場						
(5) 7	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの 寄宿舎、下宿又は共同住宅			平屋建以外 6,000 注1 注3	1,000_注1	1,500_ 注_1_ 注3 _	
(6)	(4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設等 (1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所等(4) 児童発達支援センター等(5) 身体障害者福祉センター等 幼稚園又は特別支援学校	700 注1	150 注1	全部 注1 注2 注4	1,000 注1	1,500 注1 注3	
(7)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等 専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの						
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの						
(9)							
(10)	客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)						
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの   工場又は作業場	1,000 注1	200 注1				
(12)	映画スタジオ又はテレビスタジオ	700 注1	150 注1				
(13) 7							
(14)	倉庫						
(15)	前各項に該当しない事業場	1,000 注1	200 注1				
(16) <mark>イ</mark>	特定用途が存する複合用途防火対象物 イ以外の複合用途防火対象物	注1 注2	注1 注2	注1 注7	注1 注8	注1 注9	
(16 <i>0</i> 2)	地下街 準地下街 ★2			注1 注2 注11 注12			
(17)	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建造物						
(18)	延長50m以上のアーケード						
(19)	市町村長の指定する山林						
(20)	総務省令で定める舟車(規則第5条第10項)	(1) P+1/1+1= +- ~ P+	ころの味のおがハン	N. 1 WHILE ED. COD			
の2)項、( ②特定用途	対象物とは、(1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16 16の3)項の防火対象物をいう。 とは、(1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途をいう。 用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用に	<ul><li>①防火対象物の階でとら1のホース接続口にあっては20m以7以下</li><li>②防護区画の面積は500㎡</li></ul>	までの水平距離がI型 、II型にあっては15m				

- ③2以上の用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1)項~(15)項の各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象 物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
- ④(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物が(16の2)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
- ⑤(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16の3)項に 場ける防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。
- ⑥(1)項~(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項~(16)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。
- 詳細は「水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備」の欄外に記載。
- ★2 建築物の地階(地下街の各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(特定用途が存するものに限る。)

- 340℃以下で温度変化が少ない場所に設置 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所に永色の灯火及びバッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設置

- 注3 総務省令で定める部分を除く(スプリンクラー代替区画部分)。
- 注4 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造(規則第12条の2)を 有するものを除く(平屋建以外3,000m以上の場合を除く。)。
- 注5 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造(規則第12条の2)を 有するものを除く(平屋建以外6,000㎡以上の場合を除く。)。
- 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者(規則第12条の3)を主として入所させ るもの以外にあっては延べ面積275㎡以上の場合設置することができる。 (1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項(9)項イの用途に供される部分(スプリンクラー代替区画部分を除く。)の
- 注7 床面積の合計3,000㎡以上の場合、(5)項、(6)項の用途に供される部分に設置することができる。
- (5)項イ、(6)項の用途に供される部分が存する階で、当該用途に供される部分の床面積1,000㎡以上の場合当該用途に供される部分に設置することができる。
- (6)項イ、(6)項の用途に供される部分が存する階で、当該用途に供される部分(スプリンクラー代替区画部分を除く。)の床面積1,500㎡以上の場合当該用途に供される部分に設置することができる。
- 注10 バッケージ型自動消火設備の設置部分は、(5)項、(6)項の用途に供される部分に限る。
- 注11 延べ面積1,000m未満に限る。なお、バッケージ型自動消火設備の設置部分は(i)項イ(1)若しくは(2)、(6項ロの用途に供される部分に限る。
- 注12 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造(規則第12条の2)を 有するものを除く。

地階を	除く	1 1	階以	
階数が1 以上の	1階 bの	О	1 11 12	階
全部 注1	注3	全部	注1	注3
<u> </u>	710	- LDP	<i>/</i> <u>+</u> ·	713
全部 注 1 注	È3	注	全部 1 注	3
全部 注1 注3	注10	注1	全部 注3	注10

# 消防法施行令•施行規則早見表

消防法第17条関係

713	仍法弗   / 余渕(木 		少量危险型	加(危险物政:	令別表第三に	定める指定	数量の1/5					
-			全	50	1,2,20,3=10	<u> </u>						
消	一般 延べ面積		全 全	150								
器		(	<u> </u>									
韻	防		1		1		Л					
消火器設備を必要とする明細	火	劇場、映画館、演芸場、観覧場	公会堂又は集会場	キャバレー、カフ	遊技場	(規則第5条第1項) 総務省令で定めるも	カラオー総務省会					
する	対		画観館覧	뵱	レー・ラ	X	関で 5 美 特定 条	ケザラボ定条				
細	象物		、場	朱会場	カフェー、	遊技場又はダンスホー	性風俗関連特殊営業店舗等、総務省令で定めるもの (規則第5条第1項)	カラオケボックス等で (規則第5条第2項)				
	120					Ϊ́ν						
Ħ		1単位:50㎡ごと	適		適	適	適	適				
基本設置	建築物又は工作物に対して	1単位:100㎡ごと		適								
置		1単位: 200㎡ごと										
	耐火構造の場合	1単位:2倍㎡ごと	上記面積の	2倍をもって1	単位とする。	特定主要構造	き部を耐火構造 かんしん しゅうしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん か	告とし、				
	少量危険物	1単位:指定数量	危険物政令	別表第三に定	める指定数量	の1/5以上指	定数量未満に	対して				
附加	指定可燃物	1単位:指定数量×50	危険物政令別表第四に定める数量以上に対して附加設置する。									
加設置	電 気 設 備	100㎡以下ごと:1本	変圧器、配電	盤その他これ	いらに類する電	気設備のある	る場所に対して	附加設				
	多量火気使用	1単位:25㎡ごと	鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所に対して									
配置	設置 距離	歩行距離20m以下	規則(6-1)(6-2)(6-3)(6-4)(6-5)による消火器具は、									
簡用	簡易消火用具の設置制限				防火対象物に対 含有するもの又							
大型	大型消火器設置規定	歩行距離30m以下	危険物政令別表	長第四に定める数	量の500倍以上	の指定可燃物を関	貯蔵し、又は取り払	扱うものには、				
	大型消火器設置による		規則(7-1)により大型消火器を設置した場合(適応性が同一の場合に限る)は、その									
緩	屋内消火栓、スプリンクラー設	置による	令(11)(12)に定める基準に従い、屋内消火栓又はスプリンク (6-3)(6-4)(6-5)の附加設置の消火器は能力単位の数値の合									
和	消火設備設置による		令(13)(14)(15)(16)(17)(18)に定める基準に従い、水噴霧、 (6-3)(6-4)(6-5)の附加設置の消火器は能力単位の数値の合									
	消火設備設置による大型消火器	器緩和規定	規則(8-1)	(8-2)の消火	火設備を設置し	」た場合(規則	](7-1)の					
	高さ		消火器具は	末面からの高	さが、1.5m以	下の所に設置	すること。 -					
維	%# +±		消火器具は、	水その他消火	<b>火剤が凍結、変</b>	質又は噴出す	るおそれの少	かない所				
	維持		消火器には	也震による震動	勧等による転倒	到を防止する/	こめの適当な	措置を講				
持	標識				こは、消火器に 票識を見やすし		·····-	ツにあっ				
車両	車両について		規則(5-10	)-2)の車両(	こ対しては、道	路運送車両法	の保安基準第	947条				
制限	二酸化炭素・ハロゲン化物消火	器設置制限			炭素又はハロ? 、居室には設置			01				
舟	舟について		総トン数5ト	 ン以上の舟で	、推進機関を	ーーーー 有するもの。						
舟 車 規定	車両について		鉄道営業法·	軌道法·道路	 軍送車両法又(	まこれらに基:	づく道路運送	 車両法の				
		置の能力単位-緩和規定	<u>.</u> の能力単位≦	消火器の必要								

特定防火対象物

<b>~</b>	<b>% 1</b>		50		全	È	50	全		50	כ		令1		
全 ※1 150		1	50		<b>£</b>	 È	150	全	150 300		)	令10			
3	3	4	5	<b>,</b>				6			7 8				
1			1			1			Л	=	-				
待こ合れ	飲	百そ店貨の舗	旅こ館れ	寄宿	診療・診療・	2)   3 <b>女</b>   <b>痘</b>	<b>④</b>	① ② ④ ⑤ 老 養 救 障 障	12345 老更助児身	幼稚	小 中 大 そ 学 等 学 の 校 教 亩	図美こ書術れ			
、料らに	食	百貨店、マー	、ホテ	舎、下	科	以上の患	診療	人 護 護 青 青 短 老 施 児 者 期 人 設 入 支	<b>八上性異性</b> デ施施発障 イ設設達害	園又	、 重学校 で が で で で の で の で の に る に に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。	小学校・中学校、高等専門学校、高等専門学校、高等専門学校、高等専門学校、四書館、博物館、図書館、博物館、図書館、博物館、図書館、博物館、図書館、博物館、図書館、博物館、			
待合、料理店その他これらに類するもの	店	百貨店、マーケットその他の物品販売業店舗又は展示場	旅館、ホテル、宿泊所これらに類するもの	擅	で 診療科名中に特定診療科名を有し、 療養病床又は一般病床を有す!	4人以上の患者の入院施設を 有する助産所 入所施設を有する助産所	④無床診療所、無床助産所	①老人短期入所施設 養護老人ホーム等 養護老人ホーム等 養職表 3乳児院	サース支援福	は特	高等専門 、養務教	関物の類の質			
の他の		「 売 業	消ある	は共	診療科を支	施設を有いた。   「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 床 - 助 - 産	八所施設 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一	え きぎ を を を を を を を を を を を を を を を を を を	別支	事 学 袋 等 る 校 、	* a			
0)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	寄宿舎、下宿又は共同住宅	(診療科名中に特定診療科名を有し、) 診療科名中に特定診療科名を有し、	4人以上の患者の入院施設を有する診療所(①以外)、有床診療所(②以外)、入所施設を有する助産所	所		① 考人デイサービスセンター等 ③ 助産施設・児童養護施設等 ② 更生施設	幼稚園又は特別支援学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、高等専門学校、各種学校、各種学校等での他これらに類するもの	0)			
	-		165	<b>E</b>	し、院	<b>薪</b> [ 3]			寺	TX	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		- +		
<u>/</u> 適	適	適	適	適		適		適	適				'		
								NG.	19		適	適	/		
人 力装7	レ を難物	   	<b> </b>	☑ 進不例	 	で仕上げた場	<b>温</b> 合)				ᄪ		,		
	で無然設置す		ハロコヤイ	- 1 75h	(1911-1619)		» ш /						/		
FIJAH	<u> </u>												'		
置する	 る。												'		
	設置す	 「る。													
			 ぞれの消	当火器	具に至る歩行		 N以下ごと	とし、各階ごとに言	设置すること。				- ;		
					数値の合計数の		てはならな	い。ただし、アルカ!	J金属の過酸化物、	鉄粉、	金属粉、マグネシ	<b>/</b> ウム	;		
指定可	 「燃物を	 :貯蔵し、又はI	取り扱う場	易所の含	 S部分から歩行距		 となるよう!	 こ、種類ごとに適応する		ける。			;		
範囲内	 ]の規則	IJ(6−1)(6-	-2)の基	本設置	』と規則(6−3)	(6-4)(6-5)	の附加設置	置の消火器は能力単位	位の数値の合計数の	1/2	まで減ずることが <sup>、</sup>	できる。	;		
ラー訳	設備を	設置した場	景合(適)	応性だ	「同一の場合し	こ限る)は、そ	の範囲内	3の規則(6-1)(6	6-2)の基本設置	と規	則		;		
					る。ただし、11								;		
泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末のいずれかの消火設備を設置した場合(適応性が同一の場合に限る)は、その範囲内の規則										は、	その範囲内の規	則	;		
泡、不	カ1/3	3まで減ずる	ることが	でき	る。ただし、11	階以上の階	には適用	されない。					;		
	消火器	と 適応性が	が同一0	)場合	に限る)は、規	則(7-1)の	大型消火	く器を設置しなくて	こもよい。				;		
計数の													;		
計数の		に設置すること。ただし、保護のための有効な措置を講じた場合はこの限りではない。													
大型?	置する 	こと。ただ	し、保護	のた	かの有効な措施	置を講じた場	合はこの	限りではない。					-		
大型 に設置								)限りではない。 あってはこの限り	ではない。				H		
計数(C設置 じるC C C は 「	こと。た	ただし、転倒 バケツ」、水	により	肖火剤	が漏出するま	うそれのない。	消火器に			言にあ	っては		;		
計数の大型がに設置しては「標示する」	こと。た 「消火ル 板=地	とだし、転倒 バケツ」、水 2色:赤、文字	lにより; :槽にあ ≅:白、寸	肖火済 ってに 法 8c	lが漏出するお に消火水槽」、 cm×24cm以	うそれのない。 乾燥砂にあっ 以上	消火器にっては「消	あってはこの限り	石又は膨張真珠岩		っては		5		
計数の 大型が に設置 じるこ ては「標示材 (指定	こと。た 「消火ル 板=地 E数量」	にだし、転倒 バケツ」、水 色:赤、文字 以上の危険	により;  槽にあ。   ご白、寸	肖火済 ってに 法 8c 送する	Jが漏出するお 「消火水槽」、 cm×24cm以 る自動車及び	うそれのない。 乾燥砂にあっ 以上 乗車定員11,	消火器にっては「消	あってはこの限り	石又は膨張真珠岩 より設置すること	0			3		

	d. = 5	sta. dele			A	<u></u>	_ 10					
	少量危険		少量危	険物(危険	<b>象物政令別表</b>		る指定	数量0	01/5	以上で		
消	地階・無窓階・3階以上					50			150			
火器	一般の延べ面積の	(m以上)	9 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				150 11 12 13					
設備	防		1		10	- ' '	1		13 0			
消火器設備を必要とする明細	火	火			車両の 用に供	神 され よ	工場又は作業場	映画スタ	自動車	飛の 行格 機納		
する	対	公衆浴場のうち熱気浴場その他	げ公る衆	停は受す事航機る	荒に類	作	ジオワ	車庫	艾庫			
の明細	象	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	業 場	映画スタジオ又はテレビスタジオ	自動車車庫又は駐車場	飛行機又は回転翼航空機の格納庫			
	物		浴場、	*****	船場ので限る)	他		スタジオ	場	空機		
		1単位:50㎡ごと										
基本設置	建築物又は工作物に対して	1単位:100㎡ごと	適	適			適	適	適	適		
設置		1単位:200㎡ごと			適	適						
	耐火構造の場合	1単位:2倍㎡ごと	上記面積	の2倍を	もって1単位と	する。(特定主	要構造	部を耐	讨火構造	造とし、		
	少量危険物	1単位:指定数量	危険物政	个別表第	三に定める指	定数量の1/5	以上指	定数量	未満に	対して		
附	指定可燃物	1単位:指定数量×50	危険物政令別表第四に定める数量以上に対して附加設置する。									
附加設置	電 気 設 備	100㎡以下ごと:1本	変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備のある場所に対して附加設									
	多量火気使用	1単位:25㎡ごと	鍛造場、	ボイラー室	区、乾燥室、その	の他多量の火気	気を使用	用する均	易所に対	対して		
配置	設置距離	步行距離20m以下	規則(6-1)(6-2)(6-3)(6-4)(6-5)による消火器具は、									
簡用	簡易消火用具の設置制限		能力単位2以上を必要とする防火対象物に対しては、簡易消火用具の能力単位の 若しくはこれらのいずれかを含有するもの又は禁水性物品に対して乾燥砂、									
大型	大型消火器設置規定	步行距離30m以下	危険物政令	別表第四に	定める数量の50	D倍以上の指定で	「燃物を則	貯蔵し、え	ては取り扱	及うものには、		
	大型消火器設置による		規則(7-1)により大型消火器を設置した場合(適応性が同一の場合に限る)は、その									
緩	屋内消火栓、スプリンクラー設	置による	令(11)(12)に定める基準に従い、屋内消火栓又はスプリンク (6-3)(6-4)(6-5)の附加設置の消火器は能力単位の数値の合									
和	消火設備設置による		令(13)(14)(15)(16)(17)(18)に定める基準に従い、水噴霧、(6-3)(6-4)(6-5)の附加設置の消火器は能力単位の数値の合									
	消火設備設置による大型消火器	器緩和規定	規則(8-	-1)(8–2	!)の消火設備な	を設置した場合	合(規則	](7-1	)တ			
	高さ		消火器具	は床面か	らの高さが、1	.5m以下の所	に設置	するこ	اح.			
維	維持		消火器具	は、水その	D他消火剤が源	<b>棟結、変質又は</b>	噴出す	るおそ	れの少	かない所		
	市民 1万		消火器に	は地震に	よる震動等に。	よる転倒を防!	上するた	こめの゛	適当な打	措置を講		
持	標識				た場所には、消 示した標識を見				_	ツにあっ		
車両	車両について		規則(5-	-10-2)0	の車両に対して	は、道路運送	車両法	の保安	基準第	947条		
制限	二酸化炭素・ハロゲン化物消火	器設置制限		=	二酸化炭素又( 無窓階、居室(				ン130	01		
舟車	舟について		総トン数	5トン以上	の舟で、推進橋	機関を有する <sup>:</sup>	もの。					
舟 車 規 定	車両について		鉄道営業	法·軌道法	·道路運送車向	Б法又はこれ!	るに基づ	づく道路	各運送車	車両法の		
	基本設置の能力単位+附加設	置の能力単位−緩和規定	の能力単位	位≦消火器	器の必要能力!	単位						

## 特定防火対象物

,	50	各用途別と同	じ		全		全	令10-1-				
150	300	各用途別と同							<b>全</b>	令10-1-1		
14	15	16		16-2	16-3	17	18	19	20	1310 1 1		
		1										
倉庫	前各項に該当	特定用途が存する複合用途が存する	イ以外の複合	地下街	準地下街	重要文化財、史跡	延長50メー	市町村長の	総務省令で定める舟車(規則5条第10項)	別		
	前各項に該当しない事業場	存する物	イ以外の複合用途防火対象物			重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建造物	トル以上の	市町村長の指定する山林	定める舟車	表		
		各用途別と同	じ	適	適	適				規6-		
適		各用途別と同	じ							規6-		
	適	各用途別と同	じ							規6-		
内装を難	性性	《材料、準不燃材料を含	む)で仕上	げた場合)						規6-		
附加設置	する。									規6-		
										規6-3		
置する。	置する。											
附加設置する。												
各対象部	分からそれる	ぞれの消火器具に至る	歩行距離か	で 20m以下で	ごととし、各階ごとに設設	置すること。				規6-		
		Bの能力単位の数値の合語 株岩を設けるときは、この			らない。ただし、アルカリ会	<b>金属の過酸化</b>	物、鉄粉、金	属粉、マグネ	シウム	規6-		
指定可燃物	かを貯蔵し、又は	取り扱う場所の各部分から歩	行距離が30	m以下となるよ	うに、種類ごとに適応するも	のを各階ごと	に設ける。			規7-		
範囲内の	規則(6-1)(6	-2)の基本設置と規則(6-	-3)(6-4)(	(6-5)の附加	設置の消火器は能力単位の	の数値の合計	数の1/2まで	で減ずることか	できる。	規7-		
ラー設備	を設置した場	場合(適応性が同一の場	島合に限る)	は、その範囲	国内の規則(6-1)(6-	-2)の基本	設置と規則			規8-		
計数の1	/3まで減ず	ることができる。ただし	、11階以上	この階には適	囲されない。					規8		
		ゲン化物、粉末のいずれ				-の場合に別	限る)は、その	の範囲内の	規則	規8-		
計数の1	/3まで減ず	ることができる。ただし	、11階以上	この階には適	I用されない。					規8		
大型消火	(器と適応性)	が同一の場合に限る)に	は、規則(7-	-1)の大型消	肖火器を設置しなくても	らよい。				規8-		
										規9-		
に設置す	ること。ただ	し、保護のための有効な	は措置を講	じた場合はる	この限りではない。					規9-2		
じること	。ただし、転倒	川により消火剤が漏出す	るおそれの	Dない消火器	器にあってはこの限りで	だはない。				規9-		
		べ槽にあっては「消火水溶:白、寸法 8cm×24c		りにあっては 	「消火砂」、膨張ひる石	又は膨張真	珠岩にあっ	ては		規9		
(指定数	量以上の危険	食物を運送する自動車及	ひ乗車定	員11人以上	この自動車など)等によ	り設置する	こと。			規10		
を除く);	肖火器は、地 <sup>-</sup>	下街・準地下街及び換気	について有	可効な開口部	『の面積が床面積の1/	30以下で	かつ当該床	面積が		規11-		
										規5-10		
保安基準第47条の規定により消火器具を設置することとされるもの。										1		

# 危険物施設(法第10条)

# ●消火設備の設置基準

〈消火設備設置の基本的考え方〉

著しく消火困難な製造所等、消火困難な製造所等及びその他の製造所等の設置対象 区分ごとに必要な消火設備は下記のとおり。(危険物政令第20条)

対 象 区 分	消 火 設 備
著しく消火困難な 製造所等	第1種、第2種、第3種のうちいずれか一つ + 第4種 + 第5種
消火困難な製造所等	第4種 ** + 第5種
その他の製造所等	第5種

- ※消火設備は建築物、工作物、危険物の全てに有効となるよう設置する。
- ※1 メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所に第4種の消火設備(大型消火器)を設ける 場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とすることが望ましいこと。

# 所要単位の計算方法(危険物政令第20条、危険物規則第30条)

対 象 区 分	対 象 区 分						
製造所又は取扱所の建築物で外壁が耐火構造のもの ※	*	延面積100㎡ごと 1所要単位					
製造所又は取扱所の建築物で外壁が耐火構造でないもの	*	延面積 50㎡ごと 1所要単位					
貯蔵所の建築物で外壁が耐火構造のもの ※	*	延面積150㎡ごと 1所要単位					
貯蔵所の建築物で外壁が耐火構造でないもの ※	*	延面積 75㎡ごと 1所要単位					
危険物		指定数量10倍ごと 1所要単位					

製造所等の屋外にある工作物は耐火構造とし、工作物の水平最大面積を建築物とみなし※印にて計算する。

# ●消火設備の区分

第1種消火設備	屋内・屋外消火栓設備
第2種消火設備	スプリンクラー設備
第3種消火設備	水蒸気消火設備
	水噴霧消火設備
	泡消火設備
	不活性ガス消火設備
	ハロゲン化物消火設備
	粉末消火設備
第4種消火設備	大型消火器
第5種消火設備	小型消火器

# ●I 著しく消火困難な製造所等及びその消火設備(危険物規則第33条)

危険物政令 昭和34年9月26日政令第306号 最終改正 令和7年5月14日政令第191号 危険物規則 昭和34年9月29日総理府令第55号

		最終改正 令和7年5月14日総務省令第49号						
	設 置 対 象	設置する消火設備						
贵山	①高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものにあっては延べ面積1,000㎡以上のもの	★第1種、第2種又は第3種(火災時煙が充満するおそれのある場所…第2種 又は移動式以外の第3種の消火設備に限る。) ★第4種及び第5種の消火設備(第5種の能力単位≥危険物の所要単位)…危険物対象 ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備の放射能力範囲内であれば第4種 の消火設備は省略できる。						
製造所二般取扱所	②その他 (ア) 指定数量100倍以上(危険物規則第72条第1項危険物を除く。)のもの ※1 (イ)延べ面積1,000㎡以上のもの (ウ) 地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの※ (エ) 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所(一般取扱所の用に供する部分以外の部分を開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。)	★第1種、第2種又は第3種(火災時煙が充満するおそれのある場所…第2種 又は移動式以外の第3種の消火設備に限る。) ★第4種及び第5種消火設備						
	①、②共通	★上記消火設備のほか可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある 建築物又は室…第4種及び第5種の消火設備(第5種の能力単位≥危険物の所要単位)						
	①軒高6m以上の平屋建のもの ②建築物の一部に設ける屋内貯蔵所(危険物政令第10条第3項)(屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火製造の床又は壁で区画されているものを除く。)に該当するもの(第二類若しくは第四類の危険物〈引火性固体及び引火点が70℃未満の第四類の危険物を除く。〉のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)	★第2種又は移動式以外の第3種の消火設備 ★第4種及び第5種消火設備						
屋内貯蔵所	③その他 (ア) 指定数量の150倍以上の危険物(危険物規則第72条第1項に規定する危険物を除く。)を貯蔵し又は、若しくは取り扱うもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。) (イ) 貯蔵倉庫の延べ面積が150㎡を超えるもの(150㎡以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区画されているもの及び第二類又は第四類の危険物 〈引火性固体及び引火点が70℃未満の第四類の危険物を除く。〉のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)	★第1種の屋外消火栓設備、第2種の消火設備、第3種の移動式の泡消火設備 (泡消火栓を屋外に設けるものに限る。)又は、移動式以外の第3種の消火設備 ★第4種及び第5種消火設備						
	①、②、③共通	★上記消火設備のほか可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物 又は室…第4種及び第5種の消火設備 (第5種の能力単位≥危険物の所要単位)						

	設置対象	設置する消火設備					
			硫黄等のみを貯蔵し、 又は取り扱うもの	★第3種の水蒸気消火設備又は水噴霧消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備			
	①液体の危険物(第六類の危険物を除く。)を貯蔵し、 又は取り扱うもの(※2)で、液表面積が40㎡以	地中タンク及び海上タンクに係るもの以外のもの	引火点70℃以上の第四 類の危険物のみを貯蔵 し、又は取り扱うもの	★第3種の水噴霧消火設備又は固定式泡消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備			
屋外	上のもの ②高さが6m以上のもの ③地中タンクに係る屋外タンク貯蔵所又は海上タン		その他のもの	★第3種の固定式泡消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備			
屋外タンク貯蔵所	回記中ダブグに味る屋外ダブグ灯風が又は海エダブ クに係る屋外ダブク貯蔵所、固体の危険物を貯蔵 し、又は取り扱うものにあっては指定数量の倍数 が100以上のもの	地中タンクに係るも	50	★第3種の固定式泡消火設備及び移動式以外の不活性ガス消火設備又は移動式以外のハロゲン化物消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備			
所		海上タンクに係るも	-თ	★第3種の固定式泡消火設備及び水噴霧消火設備、利 動式以外の不活性ガス消火設備又は移動式以外の/ ロゲン化物消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備			
	①、②、③共通			★上記消火設備のほか、第四類の危険物…第5種の消 火設備を2個以上			
			硫黄等のみを貯蔵し、 又は取り扱うもの	★第3種の水蒸気消火設備又は水噴霧消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備			
屋内	①液体の危険物(第六類の危険物を除く。)を貯蔵しの(※2)で、液表面積が40㎡以上のもの ②高さが6㎡以上のもの ③タンク専用室を平屋建以外の建築物に設けるもので		引火点70℃以上の第 四類の危険物のみを貯蔵し、取り扱うもの	★第3種の水噴霧消火設備、固定式泡消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備、移動式以外のハロゲン化物消火設備又は移動式以外の粉末消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備			
屋内タンク貯蔵所	上70℃未満の危険物 (タンク専用室以外の部分と開口部のない耐火構造のれているものを除く。)	)床又は壁で区画さ	その他のもの	★第3種の固定式泡消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備、移動式以外のハロゲン化物消火設備又は移動式以外の粉末消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備			
	①、②、③共通	★上記消火設備のほか (ア)可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物又は室…第4種及び第5種の消火設備(第5種の能力単位≥危険物の所要単位) (イ)第四類危険物…第5種の消火設備を2個以上					
屋外貯蔵所	①塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯囲いの内部の面積(2以上の囲いを設ける場合にありませいでではできます。)が100㎡以上のもの②危険物政令第16条第4項の屋外貯蔵所にあっては指	っては、それぞれの囲	いの内部の面積を合	★第1種、第2種又は第3種消火設備(火災時煙が充満するおそれのある場所等に設けるもの…第2種又は移動式以外の第3種消火設備に限る。) ★第4種及び第5種消火設備			
移送取扱所	全部(移送基地内に存する部分)			★第1種、第2種又は第3種消火設備(火災時煙が充満するおそれのある場所等に設けるもの…第2種又は移動式以外の第3種の消火設備に限る。) ★第4種及び第5種消火設備			
給油	一方のみが開放されている屋内給油所のうち上部に上	一方のみが開放されている屋内給油所のうち上部に上階を有するもの					
給油取扱所	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所	★第3種の固定式泡消火設備  ★固定式泡消火設備(引火点40℃未満の危険物で、顧客が自ら取り扱うものを包含するように設ける。)  ★第4種消火設備(放射能力範囲が建築物等を包含するように設ける)  ★第5種消火設備(能力単位≥危険物の所要単位の1/5)  ★上記消火設備のほか可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物又は室…第4種及び第5種の消火設備(第5種の能力単位≥危険物の所要単位)					

# ●Ⅱ消火困難な製造所及びその消火設備 (危険物規則第34条)

	設 置 対 象	設置する消火設備
製造所:一般取扱所	Iの対象物以外のもので ①高引火点危険物を100℃未満の温度で取り扱うものにあっては延べ面積が600㎡以上のもの ②その他のもの (ア)指定数量の10倍以上の危険物(危険物規則第72条第1項の危険物を除く。)を取り扱うもの ※ (イ)延べ面積が600㎡以上のもの (ウ)位置・構造及び設備の技術上の基準について特例が適用される一般取扱所で次のもの (吹付塗装作業等危険物規則28の55②、洗浄作業危険物規則28の55の2②・③、焼入作業等危険物規則28の56②・③、ボイラー等危険物規則28の57②・④、油圧装置等危険物規則28の60②・ ③・④、切削装置等危険物規則28の60の2②・③、熱媒体油循環装置危険物規則28の60の3②)	★第4種をその放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける。 ★第5種を能力単位≥危険物の所要単位の1/5となるように設ける。 ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効 範囲部分の第4種消火設備を省略できる。
屋内貯蔵所	Iの対象物以外のもので ①第二類及び第四類の危険物(引火性固体及び引火点が70℃未満の第四類の危険物、指定数量以上の危険物を除く。)のみの平屋建以外の屋内貯蔵所(危険物政令10②対象物) ②特定屋内貯蔵所(危険物規則16の2の3②対象物) 指定数量以上のもの ③その他のものにあっては次のもの (ア)指定数量の10倍以上(危険物規則第72条第1項危険物を除く。)のもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの(イ)貯蔵倉庫の延べ面積が150㎡を超えるもの(ウ)建築物の一部に設ける屋内貯蔵所(危険物政令10③対象物)	★第4種をその放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける。 ★第5種を能力単位≧危険物の所要単位の1/5となるように設ける。 ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効 範囲部分の第4種消火設備が省略できる。
タンク貯蔵所 屋外・屋内	I の対象物以外のもの(高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、 又は取り扱うもの及び第六類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)	★第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上 ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効 範囲部分の第4種消火設備が省略できる。
屋外貯蔵所	①塊状の硫黄等のみを、地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うもので当該囲いの内部の面積が5㎡以上100㎡未満のもの②危険物政令第16条第4項の屋外貯蔵所にあっては指定数量が10倍以上100倍未満のもの③その他のものにあっては次のもの指定数量が100倍以上のもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)	★第4種をその放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける。 ★第5種を能力単位≥危険物の所要単位の1/5となるように設ける。 ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効 範囲部分の第4種消火設備が省略できる。
給油取扱所	①屋内給油取扱所( I の対象物以外のもの) ②メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所	★第4種をその放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける。 ★第5種を能力単位≥危険物の所要単位の1/5となるように設ける。 ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効 範囲部分の第4種消火設備が省略できる。
販売取扱所	第2種販売取扱所	★第4種をその放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける。 ★第5種を能力単位≥危険物の所要単位の1/5となるように設ける。 ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効 範囲部分の第4種消火設備が省略できる。

<sup>※</sup> 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所のうち、一定の条件に適合するものについては、第5種消火設備を設置すれば足りる。

# ●Ⅲその他の製造所等の消火設備(危険物規則第35条)

	設置対象	設置する消火設備
地下タンク貯蔵所	全部	★第5種消火設備2個以上
移動タンク貯蔵所	全部	★アルキルアルミニウム以外の危険物に関わるものにあっては、 自動車用消火器のうち、次のいずれかを2個以上設ける。 ①霧状の強化液を放射するもの (充てん量8L以上) ②二酸化炭素を放射するもの (充てん量3.2kg以上) ③消火粉末を放射するもの (充てん量3.5kg以上) ★アルキルアルミニウムに関わるものについては、上記によるほか、乾燥砂150L以上及び膨張ひる石又は膨張真珠岩640L以上を設ける。
製 一屋 屋外タンク 貯蔵 蔵蔵 蔵 殿 内 タンク り 貯 蔵 蔵 蔵 蔵 蔵 蔵 蔵 屋 屋 外 タンク り 貯 蔵 蔵 み カ カ カ か	Ⅰ及びⅡの対象物以外の対象物全部	★第5種消火設備(能力単位≧建築物その他の工作物及び危険物の所要単位)ただし、第1種、第2種、第3種又は第4種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第5種消火設備を能力単位≧危険物の所要単位の1/5となるように設けることで足りる。

# ●消火設備の適応基準

#### 別表第五 (危険物政令第20条関係)

73327							対	象物	の 🗵	分				
					第一危险			第二類の			類の 倹物			
	消 火 設 備 の 区 分			電気設備	又はこれを含有するものアルカリ金属の過酸化物	その他の第一類の危険物	いずれかを含有するものマグネシウム又はこれらの鉄粉、金属粉若しくは	引火性固体	その他の第二類の危険物	禁水性物品	その他の第三類の危険物	第四類の危険物	第五類の危険物	第六類の危険物
第一種	屋内	消火栓設備又は屋外消火栓設備	0			$\circ$		0	0		0		0	0
第二種	スプ	リンクラー設備	0			0		0	0		0		0	0
	水蒸	気消火設備又は水噴霧消火設備	0	0		$\circ$		$\circ$	0		0	0	0	0
	泡消	火設備	0			$\circ$		0	0		0	0	0	0
	不活	性ガス消火設備		0				0				0		
第三種	ハロ	ゲン化物消火設備		0				0				0		
	粉末	りん酸塩類等を使用するもの	0	0		$\bigcirc$		0	0			0		0
	粉末消火設備	炭酸水素塩類等を使用するもの		0	0		0	0		0		0		
	備	その他のもの			0		0			0				
	棒状	の水を放射する消火器	0			0		0	0		0		0	0
	霧状の水を放射する消火器		0	0		0		0	0		0		0	0
	棒状	の強化液を放射する消火器	0			0		0	0		0		0	0
	霧状	の強化液を放射する消火器	0	0		0		0	0		0	0	0	0
第四種 又は	泡を	放射する消火器	0			0		0	0		0	0	0	0
第五種	二酸	化炭素を放射する消火器		0				0				0		
		ゲン化物を放射する消火器		0				0				0		
	する消火器 消火粉末を放射	りん酸塩類等を使用するもの	0	0		0		0	0			0		0
	対末を対	炭酸水素塩類等を使用するもの		0	0		0	0		0		0		
	器 放 射	その他のもの			0		0			0				
	水バ	ケツ又は水槽	0			0		0	0		0		0	0
第五種	乾燥	砂			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	膨張	ひる石又は膨張真珠岩			$\circ$	$\bigcirc$	$\circ$	$\bigcirc$	0	0	0	0	0	

備考1 ○印は、対象物の区分の欄に掲げる建築物その他の工作物、電気設備及び第一類から第六類までの危険物に、当該各項に掲げる第一種から第五種までの消火設備が それぞれ適応するものであることを示す。

<sup>2</sup> 消火器は、第四種の消火設備については大型のものをいい、第五種の消火設備については小型のものをいう。

<sup>3</sup> りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。

<sup>4</sup> 炭酸水素塩類等とは、炭酸水素塩類及び炭酸水素塩類と尿素との反応生成物をいう。

### ●法第10条関係

### 危険物 法別表第一(第2条、第10条、第11条の4関係)

類別	カ 本別を免し	品 名
類 別	1生 貝	品 名 1. 塩素酸塩類
第一類	酸化性固体	
		ベルオキソニ硫酸塩類 ベルオキソほう酸塩類 炭酸ナトリウム過酸化水素付加物 11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	
第三類	自然発火性物質 及び 禁水性物質	カリウム     ナトリウム     アルキルアルミニウム     アルキルアナラウム     アルキルリチウム     黄りん     アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属     有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。)     金属の水素化物     金属の水素化物     10. カルシウム又はアルミニウムの炭化物     11. その他のもので政令で定めるもの     塩素化けい素化合物     12. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	1. 特殊引火物 2. 第一石油類 3. アルコール類 4. 第二石油類 5. 第三石油類 6. 第四石油類 7. 動植物油類
第五類	自己反応性 物質	1. 有機過酸化物 2. 硝酸エステル類 3. ニトロ化合物 4. ニトロソ化合物 5. アゾ化合物 6. ジアゾ化合物 7. ヒドラジンの誘導体 8. ヒドロキシルアミン 9. ヒドロキシルアミン塩類 10. その他のもので政令で定めるもの
第六類	酸化性液体	過塩素酸     週塩素酸     週酸化水素     通酸化水素     可能     4. その他のもので政令で定めるもの

#### 備考

- ※1. 酸化性固体とは、固体(液体(一気圧において、温度20°でで液状であるもの又は温度20°でを超え40°0以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。) 又は気体(一気圧において、温度20°で気体状であるものをいう。)以外のものをいう。以下同じ。)であって酸化力の潜在的な危険性を判断する性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- ※2. 可燃性固体とは、固体であって、火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- ※3. 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※4. 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第2号に規定する性状を示すものとみなす。
- ※5. 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※6. マグネシウム及び第二類の項第8号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあっては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※7. 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が40℃未満のものをいう。
- ※8. 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であって、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- ※9. カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、 前号に規定する性状を示すものとみなす。
- ※10.引火性液体とは、液体(第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあっては、一気圧において、温度20℃で液状であるものに限る。)であって、引火の危険性を判断するための政会で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- ※11.特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火 点が100℃以下のもの又は引火点が零下20℃以下で沸点が40℃以下のも のをいう。
- ※12.第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が21℃未満のものをいう。
- ※13.アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和一価アルコール(変性アルコールを含む。)をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※14.第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が21℃以上70℃ 未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成等を勘案して総務省 令で定めるものを除く。
- ※15.第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が70℃ 以上200℃未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成等を勘案 して総務省令で定めるものを除く。
- ※16.第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が 200℃以上250℃未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を 勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※17.動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、一気圧において引火点が250℃未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

#### 不活性ガス・ハロゲン化物 消火設備の部分ごとの放出方式・消火剤の種類

÷	* F1   F1   F1   F1   F1   F1   F1   F1			10 10	7130 VP.	C DID ·				170		4713 14 12						
						法第17条関係							法第	第10条関係	Ę			
	防火対象物 又はその部分	,	人がいる部分	分		常時人がいない部分												
11 \	\ 又はての部方				以積法防					7	その他のも	の				ガソリン、灯油、軽油若しくは重油		しはガ
11			屋	そ	上がメ護	る整自	る駐	す多	発電標	養室等	诵	指定可燃物を	を貯蔵し、	又は取り扱	う部分	を貯蔵し、又は	又り扱う製造所等	玄霊ガ
放出方式	消火剤		屋上部分	の他の部分	以上のもの はが三千立方メートル はメートル以上又は体の護区画の面積が千平	る部分 整備の用に供され 自動車の修理又は	る部分 駐車の用に供され	する部分 を使用	発電機が設置がスタービン	その他のもの	通信機器室	脂類(※2に限る。) 脂類(※2に限る。) 総料・又は合成樹 系類、わら類、再生資 系類、わら類、再生資	可燃性液体類、	2を除く。) 合成樹脂類(※	木材加工品及	ル以上のもの が干立方メート 防護区画の体積	ル未満のもの が手立方メート 防護区画の体積	ひ、又は取り扱う製造所等は重油以外の危険物を貯蔵の入ソリン、灯油、軽油若しく
	二酸化炭素	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全	窒素 IG-55 IG-541	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	×	0	×
±	ハロン2402	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	0	0	0
域	ハロン1211	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0
	ハロン1301	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0
	HFC-23 HFC-227ea	$\triangle$	Δ		Δ	0	0	Δ	Δ	0	0	×	Δ		Δ	×	0	×
	FK-5-1-12	×	×	×	×	0	0	×	×	0	0	×	×	×	×	×	×	×
	二酸化炭素	×	×	×		0	×	0	0	0	×	×	0	0	×	0	0	0
局所	ハロン2402 ハロン1211 ハロン1301	0	0	0		0	×	0	0	0	×	×	0	×	×	0	0	0
	二酸化炭素	0	0	×		0	×	0	0	0	×	×	0	0	×	0	0	0
移動	ハロン2402 ハロン1211 ハロン1301	0	0	0		0	×	0	0	0	×	×	0	×	×	0	0	0

<sup>※1</sup> 動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。※2 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくず
△:設置に当たっては所轄消防との協議及び承認が必要。なお、特例申請が必要となる(ガス系消火設備等評価が必要となる場合もある。)。

#### 危険物政令 昭和34年9月26日政令第306号 最終改正 令和7年5月14日政令第191号 危険物省令 昭和34年9月29日総理府令第55号 最終改正 令和7年5月14日総務省令第49号

- ※18.自己反応性物質とは、固体又は液体であって、爆発の危 険性を判断するための政令で定める試験において政令 で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断 するための政令で定める試験において政令で定める性 状を示すものであることをいう。
- ※19.第五類の項第11号の物品にあっては、有機過酸化物を 含有するもののうち不活性の固体を含有するもので、総 務省令で定めるものを除く。
- ※20.酸化性液体とは、液体であって、酸化力の潜在的な危険 性を判断するための政令で定める試験において政令で 定める性状を示すものであることをいう。
- ※21.この表の性質欄に掲げる性状の2以上を有する物品の属 する品名は、総務省令で定める。

### 危険物の指定数量

危険物政令別表第三(第1条の11関係)

類別	品 名	性 質	指定数量
		第一種酸化性固体	50kg
第一類		第二種酸化性固体	300kg
		第三種酸化性固体	1,000kg
	硫化りん		100kg
	赤りん		100kg
	硫黄		100kg
第二類		第一種可燃性固体	100kg
	鉄粉		500kg
		第二種可燃性固体	500kg
	引火性固体		1,000kg
	カリウム		10kg
	ナトリウム		10kg
	アルキルアルミニウム		10kg
	アルキルリチウム		10kg
		第一種自然発火性	10kg
第三類		物質及び禁水性物質	TUKE
	黄りん		20kg
		第二種自然発火性	50kg
		物質及び禁水性物質	JUKE
		第三種自然発火性	300kg
		物質及び禁水性物質	JUUKE
	特殊引火物		50L
	第一石油類	非水溶性液体	200L
		水溶性液体	400L
	アルコール類		400L
第四類	第二石油類	非水溶性液体	1,000L
<b>弗</b> 四無		水溶性液体	2,000L
	第三石油類	非水溶性液体	2,000L
		水溶性液体	4,000L
	第四石油類		6,000L
	動植物油類		10,000L
** T ##		第一種自己反応性物質	10kg
第五類		第二種自己反応性物質	100kg
		t	300kg

#### 考 備

- ※1 第一種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあっては次のイ に掲げる性状を示すもの、その他物品にあっては次のイ 及び口に掲げる性状を示すものであることをいう。
  - 臭素酸カリウムを標準物質とする第1条の3第2項の燃 焼試験において同項第2号の燃焼時間が同項第1号の 燃焼時間と等しいか若しくはこれより短いこと▽は塩素 酸カリウムを標準物質とする同条第6項の落球式打撃感 度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発す る確率が50%以上であること。
  - 第1条の3第1項に規定する大量燃焼試験において同条 第3項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等し いか又はこれより短いこと及び同条第7項の鉄管試験に おいて鉄管が完全に裂けること。
- ※2. 第二種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあっては次のイ に掲げる性状を示すもの、その他の物品にあっては次の イ及び口に掲げる性状を示すもので、第一種酸化性固体 以外のものであることをいう。
  - 第1条の3第1項に規定する燃焼試験において同条第2

- 項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しい か又はこれより短いこと及び同条第5項に規定する落球 式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物 の爆発する確率が50%以上であること。
- 前号口に掲げる性状
- 第三種酸化性固体とは、第一種酸化性固体又は第二種酸 化性固体以外のものであることをいう。
- 第一種可燃性固体とは、第1条の4第2項の小ガス炎着 火試験において試験物品が3秒以内に着火し、かつ、燃 焼を継続するものであることをいう。
- 第二種可燃性固体とは、第一種可燃性固体以外のもので あることをいう。
- ※6 第一種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5 第2項の自然発火性試験において試験物品が発火する もの又は同条第5項の水との反応性試験において発生 するガスが発火するものであることをいう。
- ※7. 第二種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5 第2項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を隹 がすもの又は同条第5項の水との反応性試験において 発生するガスが着火するもので、第一種自然発火性物質 及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- ※8. 第三種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一種自然 発火性物質及び禁水性物質又は第二種自然発火性物質 及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることを いう。
- ※10.水溶性液体とは、一気圧において、温度20℃で同容量の 純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後 も当該混合液が均一な外観を維持するものであること をいう。
- ※11.第一種自己反応性物質とは、孔径が9mmのオリフィス板 を用いて行う第1条の7第5項の圧力容器試験において 破裂板が破裂するものであることをいう。
- ※12.第二種自己反応性物質とは、第一種自己反応性物質以外 のものであることをいう。

### 指定可燃物

危険物政令別表第四(第1条の12関係)

į.	ii :	名		数	量
綿	花		類	2	00kg
木毛及	びかん	なく	す	4	00kg
ぼろ	及 び 紙	<	ず	1,0	00kg
糸			類	1,0	00kg
わ	5		類	1,0	00kg
再 生	資 源	燃	料	1,0	00kg
可燃	性 固	体	類	3,0	00kg
石 炭	・・木	炭	類	10,0	00kg
可燃	性 液	体	類		2m²
木材加	工品及び	木 <	、ず		10m²
合 成	発泡さ	せた	もの		20m²
樹脂類	その作	也のも	もの	3,0	00kg

#### 備

- ※1. 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状 の繊維及び麻糸原料をいう。
- ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植 物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。) をいう。
- ※3. 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。) 及び繭をいう。
- わら類とは、乾燥わら、乾燥藺及びこれらの製品並びに干 し草をいう。
- 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法 律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生 資源を原材料とする燃料をいう。
- ※6. 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又は二のいずれか に該当するもの(一気圧において、温度20℃を超え40 ℃以下の間において液状となるもので、次の口、八又は 二のいずれかに該当するものを含む。)をいう。
  - 引火点が40℃以上100℃未満のもの
- ロ 引火点が70℃以上100℃未満のもの
- 引火点が100℃以上200℃未満で、かつ、燃焼熱量が 34ki/g以上であるもの
- 引火点が200℃以上で、かつ、燃焼熱量が34kj/g以上

- であるもので、融点が100℃未満のもの。
- ※7. 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁して いるもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれら に類するものを含む。
- 可燃性液体類とは、法別表第一備考第14号の総務省令 で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び 第16号の総務省令で定める物品で一気圧において温度 20℃で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令 で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一 気圧において温度20℃で液状であるもの並びに引火性 液体の性状を有する物品(一気圧において、温度20℃で 液状であるものに限る。)で一気圧において引火点が 250°C以上のものをいう。
- ※9. 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹 脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂く ず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原 料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、 布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

# 届出を要する物質の指定

(危険物政令第1条の10関係)

	品 名	数 量
1.	圧縮アセチレンガス	40kg
2.	無水硫酸	200kg
3.	液化石油ガス	300kg
	生石炭	
4.	(酸化カルシウム80%	500kg
	以上を含有するもの)	
5.	別表第一に掲げる物質	同表に定める数量
6.	別表第二に掲げる物質	同表に定める数量

## 毒物の指定数量

危険物政令別表第一(第1条の10関係)

品 名	数量
(1)シアン化水素	30kg
(2) シアン化ナトリウム	30kg
(3)水銀	30kg
(4) セレン	30kg
(5)ひ素	30kg
(6) ふっ化水素	30kg
(7) モノフルオール酢酸	30kg
(8) 前各項に掲げる物質のほか、水又は 熟を加えること等により、人体に重 大な障害をもたらすガンを発生す る等消火活動に重大な支障を生す る物質で総務省令で定めるもの	総務省令で 定める数量

#### 劇物の指定数量

-(笛1冬の10関係)

<b>危険物政令別表第二(第1</b>	条の10関係)
品 名	数量
(1)アンモニア	200kg
(2)塩化水素	200kg
(3)クロルスルホン酸	200kg
(4)クロルピクリン	200kg
(5)クロルメチル	200kg
(6)クロロホルム	200kg
(7)けいふっ化水素酸	200kg
(8)四塩化炭素	200kg
(9)臭素	200kg
(10)発煙硫酸	200kg
(11)ブロム水素	200kg
(12)ブロムメチル	200kg
(13)ホルムアルデヒド	200kg
(14)モノクロル酢酸	200kg
(15)よう素	200kg
(16)硫酸	200kg
(17)りん化亜鉛	200kg
(18) 前各項に掲げる物質のほか、水又は 熱を加えること等により、人体に重 大な障害をもたらすガスを発生す る等消火活動に重大な支障を生す る物質で総務省令で定めるもの	総務省令で 定める数量

# 船舶消防設備規則(消火器関係)早見表

最終改正:令和元年12月16日国土交通省令第46号 令和5年12月28日農水省·国交省第4号漁船特殊規程

※令和5年3月10日農水省・国交省第2号の改正は、未施行につき反映していません。

かける出言	<b>***</b>	第二種船				
船内の場所	第一種船	遠洋・近海	沿海	・平水		
ロールオン・ロールオフ貨物区域等	持運び式泡放射器 それぞれ1個 (ロールオン・ロールオフ貨物区域等が一のみ	である場合には2個) (43条の2I)				
(第43条の2)	車両甲板区域の両舷に20mを超えない間隔での外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火		車両甲板区域の両舷に、20mを 消火器、鎮火性ガス消火器又は	超えない間隔で、持運び式の泡 粉末消火器 (43条の2II②)		
油油だきボイラ室の内部又は出入口付き 近の外部の目につきやすい位置 が 油だきボイラ室	持運び式泡放射器 1個					
マー・・・ 一 ラ 室	*部屋のいずれの部分にも達することができる	135L以上の泡消火器 1個(これと同等以上の効力を有する消火器と代替可) 45L移動が *部屋のいずれの部分にも達することができるホースをリールに巻いて添える。 機関室局 機関室局所消火装置を備え付ける場合には当該消火器を設置免除 (44条皿) 設置免除				
等 油だきボイラ室の各たき火場及び 燃料油設備の一部がある各場所	持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又	は粉末消火器 2個 (44条V)	持運び式泡放射器、鎮火性ガス (簡易式のこれらの消火器			
第 44 油だきボイラ室の各たき火場条	材質等について告示で定める乾燥物質を入 (持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は					
内燃機関のある場所 (第45条)	内燃機関が主機又は合計出力375kw以上の持運び式泡放射器 1個 45Lの移動式泡消火器 十分な数(加圧されび伝動装置のすべての部分並びに他の火災危(これと同等の効力を有する消火器と代替可)持運び式の泡消火器、鎖火性ガス消火器以来となびきる位置に配置	(45条1@) た燃料油又は潤滑油を含む装置及 険箇所に泡を放出するため) (45条1③) 沫消火器 2個以上 (45条1④)	器に代替可 持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又	D効力を有する消火器と代替可(45条皿①) 分と認める数の持運び式又は簡易式の消火 (45条収) は粉末消火器 2個以上 (45条皿②) 点からも10m以内の徒歩で到達すること (45条皿)		
焼却炉又は油だき加熱機のある場所 (油だきボイラを除く。) (第45条の2)	焼却炉の最大処理熱量又は油だき加熱株 420,000KJ/H以上~840,000KJ/ 840,000KJ/H以上~4,190,000KJ/ 焼却炉又は油だき加熱機があるそれぞれ (最大処理熱量等が、210,000KJ/H以 4,190,000KJ/H以上の場合 管海官	H未満 45L移動式の泡消火 J/H未満 135L以上の泡消火 lの場所 持運び式の泡消火器 上〜420,000KJ/H未満の場	器 1個 火器 1個 &、鎮火性ガス消火器又は粉末消	(45条の2I①) (45条の2I②) (45条の2I②) (45条の2II)		
蒸気タービン又は密閉型蒸気機関のある場所 (主機又は合計出力375kw以上の補助機関として使用するものに限る。)	45L移動式の泡消火器(又はこれと同等連結している伝動装置の強制潤滑部分をただし、油だきボイラ又は燃料油装置の 持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器持運び式消火器は当該場所内のいずれの第44条第5項及び第6項の持運び式消火	:密閉しているケーシングのすべ。 5る場所については、この限りでな 又は粉末消火器 2個以上 D点からも10m以内の徒歩で到。	ての部分並びに他の火災危険篭 ない 達することができる位置に配置	所に泡を放出するため) (46条I①) (46条I②) (46条I)		
(第46条)			持運び式の消火器は、当該消火器1個につ	き簡易式の消火器2個に代替可(46条皿)		
その 作業室、内燃機関、強制潤滑装置を有する機械又は 油圧機械のある場所、給油場所その他油火災を生じるおそれのある場所(次号に掲げる場所を除く。)	持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器	又は粉末消火器 1個 (47条の2I①)				
機関 しるかぞれのめる場所(次号に掲げる場所を除く。) 関 機関制御室、冷凍機械、通風機械(単一のダクトに備	持運び式鎮火性ガス消火器又は粉末消火 (主配電盤のある場所にあっては、2個)	く器 1個 (47条の2I②)				
第3年 47条46 800 対 800 が 800 対 800 が 800 が	持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器	又は粉末消火器 2個 (47条の2I)				
居住区域等			当該持運び式消火器は1個につき簡	易式の消火器2個に代替可(48条V)		
(第48条)	総t数1,000t以上にあっては、居住区域、業務区域		の合計数 5個以上 (48条1)	総t数1,000t未満(係留船を除く)		
居 備付けの制限 (第74条)	船舶の居住区域には、炭酸ガス消火器を			(74条I)		
☆ 公室及び雑居室	床面積250m2又はその端数ごとに液体消火器、泡消ン			居住区域及び業務区域のい ずれの部分への距離も15m		
居 (第74条) (第74条) 公室及び雑居室 第48 3 (第548) (第548)	通路の長さ25m又はその端数ごとに液体消火器、泡消液は消火器、泡消水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水器、水			以内となるように持運び式の		
調理会 貯蔵具会 Cwh_安 郵便物会	<ul><li>液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(ℓ 泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器</li></ul>		1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	液体消火器、泡消火器又は   粉末消火器(りん酸塩類を消		
業のは主、対象に対しの対しま、対して対して、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	(フライヤーを有する調理室にあっては、2個	)		火剤とするものに限る) 甲板ごとに2個以上		
調理器具のある配ぜん室及び洗濯物乾燥室	液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器	<b>器又は粉末消火器のうちいずれか</b>	\]個	(48条Ⅳ)		
業 命年宝、別献田主、コカー皇、野皮物主、 金庫室、作業室及び手荷物室 週理器具のある配ぜん室及び洗濯物乾燥室 塗料庫の出入口付近の外部 48				持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個(48条IV)		
塗料庫、手荷物室その他閉囲されている場所	自動拡散型の液体消火器又は粉末消火 いと認める限度まで備え付けなければな			2置状況に応じ、さしつかえな (48条VI)		
制御場所 (第48条I)	液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末流	肖火器のうちいずれか1個(床面積が50m	2以上である操だ室にあっては、2個)			
船舶の制御場所及び航行の安全のための電気設備がある場所 (第74条)	電気伝導性のある消火剤又は有害な消火	<b>火剤を用いた消火器を備え付けて</b>	[はならない	(74条Ⅱ)		
持運び式の消火器の備付方法 (第48条の2)	持運び式の消火器を備え付ける場合には (第43条の2第2項、第44条第5項~第7項まで、第45条第1					
無人の機関室 (第69条)	火災探知装置又は当該機関室の容積に対	付して十分な数の自動拡散型の溶	京体消火器若しくは粉末消火器	(69条)		
予備の消火剤 (第71条) 国土交通省告示第516号 船舶の消防設備の基準を定める告示	設置合計数が10以下の場合 設置合計数と同数 別電台計数が10を超える場合 10を超えた数に0.5 は60とする)		100t以上1,000t未満 設置合計数に0.25を乗 100t未満 設置合計数に0.1を乗じ	じて得た数を下らない数で得た数を下らない数		
(第48条)	・陸岸に係留されている係留船には予備の消火剤は不要					

	かける相手に	<b>在一毛</b> 机	第四種船		
	船内の場所	第三種船	遠洋・近海	沿海·平水	(漁船特殊規程)
	プ炉又は油だき加熱機のある場曲だきボイラを除く。) (第64条I・第45条の2) (漁第51条の14I)	420,000KJ/H以上- 840,000KJ/H以上- 焼却炉又は油だき加熱 (最大処理熱量等が、2	~ 4,190,000KJ/H未満 135L以	式の泡消火器 1個 J上の泡消火器 1個 の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末 H未満の場合 2個)	(45条の2I①) (45条の2I②) 消火器 1個 (45条の2II)
関の (主の	記タービン又は密閉型蒸気機 Dある場所 機又は合計出力375kw以上 前助機関として使用するもの Rる。)	の部分及びタービン、機 べての部分並びに他のかっただし、油だきボイラ又 持運び式の泡消火器、鎖 持運び式消火器は当該場所に	《又はこれと同等の効力を有する消火器 機関又は連結している伝動装置の強制潤 火災危険箇所に泡を放出するため) は燃料油装置のある場所については、こ 真火性ガス消火器又は粉末消火器 みのいずれの点からも10m以内の徒歩で到達す 運び式消火器が設置されていれば、この頃の特運び	滑部分を密閉しているケーシングのす の限りでない (46条I①) 個以上 (46条I②) ることができる位置に配置 (46条I)	
	(第64条I·第46条)		限定近海・沿海・平水 持運び式消火器1個につき簡易式消火	器2個に代替可 (46条皿)	
	庫、手荷物室その他閉囲されて  場所 (第64条1・第48条VI)   (漁第51条の14I)		・ 器又は粉末消火器を備え付ける場合に ければならない消火器の数を減ずること	は、管海官庁は、その有効鎮火容積及び₹ ができる	配置状況に応じ、さしつかえないと認め (48条VI)
	きボイラ室の各たき火場及び燃料油設 一部がある各場所(第64条II・第44条)	持運び式泡消火器、鎮火	(性ガス消火器又は粉末消火器 2個 (44条V)※1		
	ごきボイラ室の各たき火場 (第64条Ⅲ・第44条)		を燥物質を入れた容器及び散布用具 各1個 ス消火器又は粉末消火器に代替可)(44条VI)※1		
その他の機関区域	作業室、内燃機関、強制潤滑装置を有する機械又は 油圧機械のある場所、給油場所その他油火災を生 じるおそれのある場所(次号に掲げる場所を除く。)	持運び式の泡消火器、銀	復火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 (47条の2I①)※1		
· 集の2)	機関制御室、冷凍機械、通風機械(単一のタクトに備え付ける小容量のものを除く。)又は空気調和機械のある場所その他電気火災を生じるおそれのある場所	(主配電盤のある場所に			
<b>数</b>	特定機関区域(容積が500 ㎡以上のものに限る。)内のイナート・ガス発生装置の火災危険場所	持連び式の泡消火器、銀	復火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 (47条の2II)※1		
	・ルオン・ロールオフ貨物区域等 (第57条の2)		限定近海・沿海・平水 車両甲板区域の両舷に、20mを超えない間隔で、持運び式の	の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器(57条の2)	
	ごきボイラ室の各たき火場及び 注注設備の一部がある各場所 (第64条V·第44条VI) (漁第51条の14I)		限定近海・沿海・平水持運び式泡放射器、鎮火性ガス消火器	又は粉末消火器 1個	(44条Ⅵ)
持道	『び式の消火器の備付方法 (第64条Ⅵ・第48条の2) (漁第51条の14Ⅵ)	(第57条の2第2項、第3項、第	ける場合には、持運び式の消火器のうち1個に 第60条第1項、第62条第1項若しくは第2項、第1 前5項、第7項、第47条の2又は第5項において準用	項において準用する第45条の2、第46条、第3	持運び式の消火器を備え付ける場合には、持運び式消火器のうち1個は、備え付ける場所の出入口の近くに配置 (第5条)の原順素51条01第1項、単原では、年前36計算44条形成形 (は紫光条の2以東東京、松で専用36計算26計算26計算26計算26計算) (2条651条の14VI)
	きボイラ室の内部又は出入口付近の の目につきやすい位置 (第59条II) (漁第51条の14II)	持運び式泡放射器 1個	(59条Ⅱ)※		第三種船欄に同じ (漁51条の14Ⅲ)※2
油な	ごきボイラ室	ボイラ出力が175kW未満である場合には45 *部屋のしいずれの部分にも達	(ごれと同等以上の効力を有する消火器と代替可) 61 移動式溶射器 1 個にれた同等以上の効力を有する消火器と代替可 することができるホースをリールに巻いて添える。 ナる場合には当該消火器を設置免除。(59条皿)※1 (第59条皿) (漁第51条の14皿)		第三種船欄に同じ (漁51条の14Ⅲ)※2
	  機関のある場所  機又は合計出力375kw以上	持運び式泡放射器 1個	固 (60条1②)※1		第三種船欄に同じ (漁51条の14Ⅲ)※2
の補	朝助機関として使用するもの 見る。)	(これと同等の効力を有	こ他の火災危険箇所に泡を放出するため) (6条[③)※2 ものは総t数1,000t以上のものに限る)		
				: 徒歩で到達することができる位置に配置	(60条I④)※2 (60条I)※2
内鸠	(第60条) (漁第51条の14II) ば機関のある場所		限定近海・沿海・平水 持運び式消火器1個につき簡易式消火	器2個に代替可 	(60条Ⅱ)※2
(ガ)	スタービンを含み、主機又は †出力375kw 以上の補助機 として使用するものに限る。)				総1数500仕末満の一般漁船には ()総2数100比以上5001未満 2個 (②総数100比減 1個の持運び式の泡消火器、 鎮火性ガン消火器又は約末消火器 (②①②の日か、さらに、機関の出力750kw又は その端数ごとに1個の持運び式の泡消火器 (例51条の10) 持運び式の消火器は、当該消火器1個につき簡易
居住	(漁第51条の10) E区域等	総t数1,000t以上にあ	 っては、居住区域、業務区域、制御場所		式の消火器2個に代替可 (漁51条の10II)
居	(第62条I) 公室及び雑居室		数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消	限定近海·沿海·平水	持運び式の消火器を適当に分散して配置
(漁第	通路	通路の長さ25m又はその	とするものに限る)のうちいずれか1個※1 端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消	持運び式の消火器を適当に分散して配置   総t数1,000t以上 5個   総t数500t以上1,000t未満	1,000t以上   5個   500t以上1,000t未満   4個   500t未満   3個
居住 公室及び雑居室 床面積250㎡又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る)のうちいずれか1個※1 通路 通路の長さ25m又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る)のうちいずれか1個※1 次器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る)のうちいずれか1個※1 診療室 液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤と			ては粉末消火器(りん酸塩類を消火剤と	4個 総t数100t以上500t未満	(漁51条の11I) 持運び式の消火器は、当該消火器1個
業務			3個 総t数50t以上100t未満 2個	につき簡易式の消火器2個に代替可 (漁51条の11II)	
(漁第5			重単にめっては、2回/※1 鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のう	総t数50t未満 1個 (62条II)	
系62 の条 11 I	塗料庫の出入口付近の外部 御場所 (第62条I)	液体消火器、泡消火器、鏡	か1個 減火性ガス消火器又は粉末消火器のうちい	  火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれ (62条I)	持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個 (漁51条の11])
無力	(第62条1) (第69条)		ポ以上である操だ室にあっては、2個)※1 引室の容積に対して十分な数の自動拡散型の液	 	
予備	前の消火剤 (第71条) (漁第51条の13)	第一種船の欄に同じ	設置合計数に0.1を乗じて得た数を下ら	うない数	設置合計数の50%以上 規定する数を超えて備え付ける消火器に充 てんされている消火剤は予備の消火剤とみ なすことができる。 (漁第51条の13)

消火器

# 消防用設備等の点検及び報告

## 1 消防用設備等点検対象物の指定

防火対象物に設置する消防用設備等については、法第17条の規定に基づき、関係者に設置及び維持を義務付けている。この消防 用設備等の設置に当たっては、当該設備について知識・技能を有する甲種消防設備士に工事を担当させ、工事完了時には消防長又 は消防署長に届け出て検査を受けなければならないとして、この時点で技術上の基準(特殊消防用設備等にあっては設備等設置維 持計画)に適合する旨のチェックが十分できる仕組みになっている。

しかし、設置後は、環境条件の変化等による機能劣化や、用途変更、利用形態の変化等により、当初の機能確保が困難となることも考えられる。

しかも、消防用設備等は日常使用されず、火災が発生した際に初めて使用されるものであり、かつ、いつ起こるか分からない火災時にその機能を十分に発揮できるものでなければならない。

そのためには、日常から維持管理を十分に行って、機能維持を図っておく必要がある。ただ、維持管理を行うにも、消防用設備等について知識・技能を有しない者がその業務を行えば、不良箇所を発見できないばかりか、かえって機能を損なうことも考えられる。

このようなことから、人命危険の高い特定の防火対象物等にあっては消防用設備等についての知識技能を有する消防設備士又は 消防設備点検資格者に点検を行わせ、その他の防火対象物にあっては関係者自ら点検をして、その結果を定期に消防長又は消防署 長に報告させることにより消防用設備等の機能の確保を図ろうとするものである。

点検とは、法第17条の3の3の規定に基づき、機器点検又は総合点検により、消防用設備等が法第17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認することである。

#### 法第17条の3の3

第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等 (第8条の2の2第1項の防火対象物にあっては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあっては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあっては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

#### (1) 点検除外防火対象物

令別表第一(20)項に掲げる舟車は、法第17条の3の3に基づく点検及び報告をしなくてもよいことになっている(令第36条第1項)。

これは、舟車については道路運送車両法等関係法令等により点検及び点検結果の報告が義務付けられていることによるものである。

#### (2) 資格者が行う点検防火対象物

消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させなければならない防火対象物は、次のとおりである(令第36条第2項)。

- ア 特定防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のもの
- イ 非特定防火対象物で、延べ面積が1,000m以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認め て指定するもの
- ウ 特定一階段等防火対象物(令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階(1階及び2階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分とする。)に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(当該階段が屋外に設けられている場合等にあっては、1)以上設けられていないもの)

# 2 消防設備士等が点検できる消防用設備等

消防用設備等の種類・点検内容に応じた点検期間及び消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行うことができる消防用設備等の種類は、消防庁長官が定めることとされており(規則第31条の6第1項、第6項)、次表のように告示されている(平成16年消防庁告示第9号、第10号)。

点検資格 平成16年5月31日消防告示10号 最終改正 令和2年12月25日消防告示第21号 点検期間 平成16年5月31日消防庁告示9号 最終改正 令和2年12月25日消防庁告示第19号

### 消防用設備等の種類別点検資格・点検期間

					点検資格	点検期間					
	消防用設備等	·特殊消防用詞	设備等σ	D種類	消防設備士(甲種・乙種) ※6、7類は乙種のみ	消防設備 点検資格者	機器点検	総合点検			
	消火器及び簡易消火	く器及び簡易消火用具			簡易消火用具 第6類						
	屋内消火栓設備										
	スプリンクラー設備		第1類								
	水噴霧消火設備	噴霧消火設備									
:чи	泡消火設備				第2類						
消	不活性ガス消火設備										
火	ハロゲン化物消火設	備			第3類	第1種					
設	粉末消火設備										
備	屋外消火栓設備				第1類			1年			
Ī	動力消防ポンプ設備				第1類·第2類						
	パッケージ型消火設	備及びパッケー	ジ型自動	消火設備	第1類·第2類·第3類						
	共同住宅用スプリン:	クラー設備			第1類						
	特定駐車場用泡消火	(設備			第2類						
	自動火災報知設備				\$\$\$ 4 \#5						
	ガス漏れ火災警報設	備			—— 第4類 						
	漏電火災警報器				第7類						
警	消防機関へ通報する	火災報知設備			第4類						
報	非常警報器具及び非	常警報設備			第4類·第7類						
設	共同住宅用自動火災	同住宅用自動火災報知設備 戸用自動火災報知設備									
備	住戸用自動火災報知			報知設備 第2種			6月				
	共同住宅用非常警報	設備			第4類·第7類	カム(生		1年			
	特定小規模施設用自	規模施設用自動火災報知設備 第4類									
	複合型居住施設用自	居住施設用自動火災報知設備									
避	金属製、避難はしご、救	ご、救助袋、緩降機その他の避難器具 第5類									
難					第4類·第7類						
避難設備	誘導灯及び誘導標識	}			電気工事士又は電気主任技術者の						
		免状の交付を受けている者				/					
消防用水	防火水槽又はこれに	代わる貯水池そ	の他の用	水	第1類·第2類	第1種					
/H L	排煙設備				第4類·第7類	第2種		1年			
注上	連結散水設備				— 第1類·第2類	第1種		17			
勤-	連結送水管							1年			
놄	非常コンセント設備				— 第4類·第7類	第2種					
亜⊦	無線通信補助設備	, tata			ATT A WIT ATT O WIT	<b>数1</b> 括					
	共同住宅用連結送水					第1種		1年			
=n-	共同住宅用非常コン	セント設備			— 第4類·第7類	第2種					
$\rightarrow$	加圧防排煙設備 非常電源専用受電設	<i>i</i> /#					_				
∃F ⊦	新希电源等用文电政 蓄電池設備	(1)用			_						
	自家発電設備				 当該非常電源、配線又は総合操作	F盤が附置される		1年			
洒┡	燃料電池設備				各消防用設備等の点検資格を有す			'-			
	然科电池設備 配			 線	מון אַלאווועלים מון אַלאווינים אַ מון אַלאווינים אַ	· • H					
	総 合	 操	作	盤	_		6月				
								L 持計画に定める			
	特 殊 消	防 用	設	備等	甲種特類	特種	点検の期間	271日にたらる			

# 3 点検の種類、点検結果の報告

#### (1) 点検の種類

#### ア機器点検

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ別に告示で定める基準に従い確認すること。

- (ア) 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
- (イ) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (ウ) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

#### イ 総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

- ①「点検」とは、消防用設備等が法第17条第1項の技術上の基準に、特殊消防用設備等が同条第3項の設備等設置維持計画に適合しているかどうかを確認することをいう。
- ②「消防用設備等の種類等」とは、消防用設備等(非常電源、配線及び総合操作盤の部分を除く。)の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別をいう。
- ③「消防用設備等の機器」とは、消防用設備等のヘッド、感知器、加圧送水装置、配管等の機器をいう。

#### (2) 点検結果の報告

防火対象物の関係者は、点検結果とそれに基づいてとった措置について、維持台帳に記録するとともに、防火対象物の区分に従い、一定の期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。

報告は、点検結果報告書に消防用設備等の種類等に応じた点検票を添付して行い、報告期限については、次のように定められている(規則第31条の6第3項)。

- ア 特定防火対象物については、1年に1回
- イ 非特定防火対象物については、3年に1回

ただし、次の事項が確認される場合で消防長又は消防署長が適当と認められる場合にあっては、点検結果総括表及び点検者一覧表を添付することをもって足りることとされている。

① 点検済表示制度(「消防用設備等点検済表示制度について」(平成8年消防予第61号)により運用される点検済表示制度をいう。)が活用されている消防用設備等について、個々の消防用設備等の所定の位置に点検済票が貼付されていることにより、点検が確実に行われていること。

なお、これ以外のものについては、消防用設備等に係る維持台帳の記録、点検結果報告書の記録、査察時等に 指摘された違反や不良箇所の記録等により確認できること。

- ② 消防法第17条の3の3の規定に基づく報告が行われていること。
- ③ 防火対象物に消防法令上の違反がないこと。

なお、法第17条の3の3に基づく点検報告が義務付けられている全ての防火対象物を対象として郵送による点検報告を受けることができる。

#### (3)罰則等

法第17条の3の3の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留に処せられるほか、その法人に対しても30万円以下の罰金が科せられる(法第44条第11号、第45条第3号)。

#### (4)維持台帳

防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を行った結果を定期的に消防長又は消防署長に報告するとともに、下記に定める書類を維持台帳に編冊して保存しなければならない(規則第31条の6第3項)。

- ア 点検結果報告書
- イ 設置届出書
- ウ 工事整備対象設備等着工届出書(添付図書含む。)
- 工 検査済証
- オ 試験結果報告書(添付図書含む。)
- 力 工事、整備等の経過一覧表
- キ その他維持管理に必要な書類

### 4 消防用設備等の試験・点検に用いる試験器具

従来、試験及び点検を行う際に用いる計測・測定等のための試験器具等(以下、「試験器具等」という、)は、個々に製造各社からの 問い合わせに際し総務省消防庁が判断し、承認されたものが使用されてきた。

昭和62年4月以降は、一定以上の性能の確保と適正な維持管理のため、試験器基準及び校正基準を定め、基準に適合しているか 否かの判定については、(一財)日本消防設備安全センター(外部試験器の評価及び校正については日本消防検定協会)が行うことと されている。それぞれ基準に適合しているものは、評価合格品として、表示が付されることになっている。

~一般財団法人 日本消防設備安全センター 「消防設備士講習用テキスト 第1編法令解説」より引用~

### 5 消火器の点検

消防法で消火器の設置が義務付けられている防火対象物には、下記の「点検と報告の概要」が定められている。

消防用設備等は、日常使用されず、火災が発生した際に初めて使用されるものであり、かつ、いつ火災が発生してもその機能を十分に発揮できるものでなければならない。

#### ■点検と報告の概要

1 点検及び報告の義務(法第17条の3の3)

防火対象物の関係者は、当該防火対象物に設置されている消火器具について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるもの(令第36条第2項)にあっては乙種第6類の消防設備士又は第1種消防設備点検資格者に点検させ、その他のものにあっては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

② 点検の内容と期間(平成16年消防庁告示9号・昭和50年消防庁告示第14号)

法第17条の3の3の規定による消火器の点検は、機器点検により、6か月に1回以上行うものとする。機器点検の項目は下記のようになっている。

- ・設置状況
- ・表示及び標識

機器点検

- ・ 消火器の外形
- ・消火器の内部及び機能
- ・消火器の耐圧性能
- 3 点検結果の記録及び報告期間(規則第31条の6第3項)

防火対象物の関係者は、点検を行った結果を維持台帳に記録するとともに、次頁の表-1に従い、期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。

④ 防火対象物の別と点検の対象範囲(令第36条第2項)

法定資格者が点検しなければならない防火対象物は次頁の表-1に掲げる防火対象物とする。

#### 注意メモ

消火器は定期的に点検してください。「設計標準使用期限」以内といえども消防法に基づく法定資格者(乙種第6類消防設備士・第1種消防設備点検資格者)による定期的な点検を受け、異常のあるものは適切な整備を行ってください。

#### 🏿 機器点検のポイント

- ・安全栓及び安全栓封印シールが付いているか。
- ・使用済み表示マークが付いているか。(指示圧力計が付いている消火器は、指針が緑色範囲内を指しているか)
- ・本体容器にサビ、キズ、変形(キャップのゆるみ)はないか。
- ・ホースがホース受け具(ノズルキャッチ)から外れていないか、ノズルキャップが外れていないか、異物の詰まりはないか。
- ・「設計標準使用期限」又は「使用有効期限」が過ぎていないか。
- ・製造年から10年を経過していないか。

#### 〈表-1〉[法定資格者が点検をしなければならない防火対象物及び点検報告期間]

		防火対象物の用途	点検の対象	点検報告期間
		(1)人(2)家(4)の円座	施行令第36条第2項	規則第31条の6第3項
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場		
(1)		公会堂、集会場		
	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等		
(2)		遊技場、ダンスホール		
(2)	八	性風俗関連特殊営業を営む店舗等		1年に1回
	=	カラオケボックス等	1,000㎡以上	1 4 1 1 日
(3)	イ	待合、料理店等		
(3)		飲食店		
(4)		百貨店、マーケット等、展示場		
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所等		
(5)		寄宿舎、下宿、共同住宅	※1,000㎡以上	3年に1回
	イ	病院、診療所又は助産所		
(6)		老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(※1)等	1.000㎡以上	1年に1回
(0)	八	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(※2)等	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	14610
	Ξ	幼稚園又は特別支援学校		
(7)		小中学校、高校、大学等	※1.000㎡以上	3年に1回
(8)		図書館、博物館、美術館等	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(9)	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	1,000㎡以上	1年に1回
		イ以外の公衆浴場		
(10)		車両の停車場、船舶若しくは航空機発着場		
(11)		神社、寺院、教会等		
(12)	イ	工場、作業場		
(12)		映画スタジオ、テレビスタジオ	※1,000㎡以上	3年に1回
(13)	イ	自動車車庫、駐車場		
, -,		飛行機、回転翼航空機の格納庫		
(14)		倉庫		
(15)		前各項に該当しない事業場		
(16)	イ	特定用途が存する複合用途防火対象物	1,000㎡以上	1年に1回
` '		イ以外の複合用途防火対象物	※1,000㎡以上	3年に1回
(16の2)		地下街	1,000㎡以上	1年に1回
(16の3)		準地下街	1,0001118/1	17616
(17)		重要文化財等の建造物	※1.000㎡以上	3年に1回
(18)		延長50m以上のアーケード	,	
		特定一階段等防火対象物	全部	1年に1回

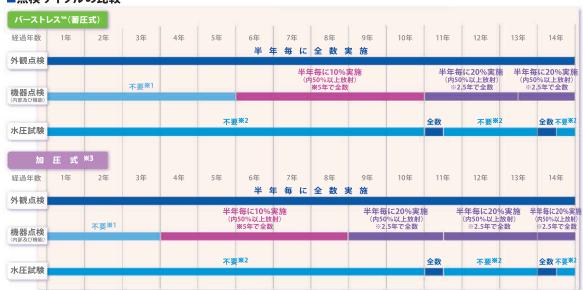
- ※ 消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの。 の色つきは、特定防火対象物をいう。
- ※1 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。 ※2 029ページ欄外(防火対象物の別)(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。
- ■確認試料(確認ロット)の作り方及び試料の取り方 点検要領(平成14年6月11日消防予172号) 消火器の内部及び機能の確認

設置後1年を経過した化学泡消火器、製造年から3年を経過した加圧式の消火器、製造年から5年を経過した蓄圧式の消火器又は外形点検にお いて安全栓、安全栓の封(使用済みの表示装置が設けられているもので、当該装置が脱落していないもの、又は作動していないものは除く)、緊結部 等に異常が認められた消火器について実施すること。

この場合、外形点検において異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器と5年を経過した蓄圧式の消 火器(二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器を除く)は、抜取り方式によって点検を行うことができる。

※車載式の消火器は、放射能力を除く。

#### ■点検サイクルの比較



- ※1:外観点検で安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められたものは必要です。

#### 消火器の内部及び機能の確認<図-1参照>

- 消火薬剤の種別に分ける(メーカー、容量別に分けなくてよい。)
- ② 小型消火器と大型消火器に分ける
- ❸ 加圧方式(加圧式、蓄圧式)別に分ける
- ◆ 加圧式消火器は製造年から3年を超え8年以下のものと、8年を超えるものに分ける、また蓄圧式消火器は5年を超え10年以下のものと、10年を超えるものに分ける
  - ▶ ここまで細分化したものを1ロットとする

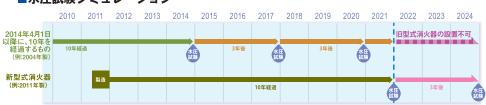
#### 〈図-1〉 確認試料(確認ロット)の作り方

1.消火薬剤別に分ける	2.小型と大型に分ける	3.加圧方式別	に分ける	4.製造年別に分	ける	5.抜取り確認	認試料数
粉末(ABC) 合計70本	小型	加圧式		3年を超え 8年以下 のもの	20本		毎回2本 (10%)
			40本	8年を 超える もの	20本		毎回4本 (20%)
	604	蓄圧式	20本	5年を超え 10年以下 のもの	10本		毎回1本(10%)
	大型(車載式)	加圧式		3年を超え 8年以下 のもの	2台		毎回1台
			<b>↓</b> 4台	8年を 超える もの	2台		毎回1台 (20%)
	10台	蓄圧式		5年を超え 10年以下 のもの	4台		毎回1台
強化液合計30本	小型	蓄圧式	20本	5年を超え 10年以下 のもの	10本		毎回1本(10%)
	大型(車載式)	加圧式	Γ	3年を超え 8年以下 のもの	5台		毎回5台(全数)
	10 <u></u>		10台	8年を 超える もの	5台		毎回5台(全数)

#### **■耐圧性能試験**(水圧試験)

- ・製造年から10年を経過したもの
- ・外形点検において本体容器に腐 食等が認められたもの

#### ■水圧試験シミュレーション



#### 試料の抜取り方<図-2参照>

- 製造年から3年を超え8年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式の消火器は5年で、 製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は2.5年で、ロット全数の確認が終了するようおおむね均等に製造年の古いものから抽出する。
  - 注) 2000年製造品は2004年点検から3年を超えていると判断する。
- ② 抜取り数の50%以上の消火器の放射試験を行う。
- ※「ロット全数の確認が終了するようおおむね均等に製造年の古いものから抽出する。」とは、ロットの小さいものは例外として、毎回ほぼ同数の抽出試料によって機能維持の状態を確認できるようにしようとするものである。「ある時期にまとめて内部及び機能の確認を行い、あと何年かは外形の確認だけで済ませ、内部及び機能の確認を省略する。」としてしまうと、この間の機能維持の状態が全く確認できないことになる。消火器も工業製品であり経年変化による機能低下は避けられないためである。
- ■ロット数が10本未満の場合

ロット数を周期×2(6か月点検なので年2回、5年周期ならば×2=10)で除し、整数値とし、余りは残す。その商が各回の平均抽出数となる。

余りが出た場合は、その周期内に割り振っておおむね平均数となるようにする。

■ロット数が10本以上の場合

22÷ (5×2) =2 余り2

これを点検2年目の前期、4年目の前期に1本ずつ割り振れば

2 · 2 · 3 · 2 · 2 · 2 · 3 · 2 · 2 · 2

とおおむね平均的な抜き取り数となる。

#### 〈図-2〉 試料の抜取り方(5年周期の例)

——————————————————————————————————————										
加圧式製造後	4年経過		5年経過		6年経過		7年経過		8年経過	
蓄圧式製造後	6年経過		7年経過		8年経過		9年経過		10年経過	
ロットの	点検1年目		点検2年目		点検3年目		点検4年目		点検5年目	
大きさ	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1										
3					No.				British	
5			No.		No.		No. of Parties		British	
8					No.		No.		N. Barrer	
10			No.	No.	No.	(B)	Marie Barrer		N. British	No.
15				No.						The state of the s
22		* Common of the	William William	Mary State of the			Western Western	Marketon Marketon		
※ 悪い例										
3	Marina Marina Marina									
5										